

水と緑と心が 結びあう 未来に輝く まちづくり

新しいまちづくり
計画
～新市基本計画～



平成 18 年 6 月

本宮町・白沢村合併協議会

平成29年3月変更 本宮市

もくじ

第1章 はじめに	1
1. 市町村合併の必要性と効果	2
(1) 社会的背景と市町村合併の必要性.....	2
(2) 市町村の合併で期待される効果と課題.....	6
2. 計画策定の方針	11
(1) 計画の趣旨.....	11
(2) 計画の構成.....	11
(3) 計画の期間.....	11
(4) 計画策定の留意点.....	12
第2章 新市の概況	13
1. 位置と地勢	14
2. 道路・交通条件	15
3. 財政状況	17
(1) 歳出.....	17
(2) 地方税.....	18
(3) 地方交付税.....	19
(4) 地方債・債務負担行為現在高.....	20
(5) 財政力指数.....	21
(6) 経常収支比率.....	22
4. 新市人口	23
(1) 人口の推移.....	23
(2) 世帯数の推移.....	24
(3) 年齢3区分別人口の推移.....	25
(4) 就業人口.....	26
第3章 新市まちづくりの基本方針	27
1. 新市の将来像とまちづくりの基本理念	28
(1) 新市の将来像.....	28
(2) まちづくりの基本理念.....	28
2. 新市まちづくりの基本目標	29
『人』 = 豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり.....	30
『互』 = 住民と行政の協働による自立したまちづくり.....	31
『愛』 = 共に支えあうやさしいまちづくり.....	32
『豊』 = 活力あるふるさとのまちづくり.....	33
『住』 = 安全・安心な環境のまちづくり.....	34
「新しいまちづくり計画」体系図.....	36

3. 将来人口	37
(1) 人口と世帯	37
(2) 就業人口	40
(3) 目標人口	41
4. 土地利用の方向	42
第4章 新市の施策	45
『人』 = 豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり	46
『互』 = 住民と行政の協働による自立したまちづくり	51
『愛』 = 共に支えあうやさしいまちづくり	54
『豊』 = 活力あるふるさとのまちづくり	60
『住』 = 安全・安心な環境のまちづくり	64
第5章 財政計画	73
1. 基本的な考え方	74
2. 基本的な条件	74
3. 歳入に対する考え方	74
4. 歳出に対する考え方	75
5. 新市の財政計画表	76
6. 財政用語一覧	80
第6章 新市における福島県事業の推進	83
1. 福島県の役割	84
2. 新市における福島県事業	85
第7章 公共施設の統合整備の基本的考え方	88
1. 公共施設の統合整備の基本的考え方	89



はじめに

1. 市町村合併の必要性と効果
2. 計画策定の方針

1

市町村合併の必要性と効果

(1) 社会的背景と市町村合併の必要性

※1 (ア) 地方分権

社会的背景 1

本格的な地方分権の進展

- 平成12年の地方分権一括法^{※2}の施行を経て実行段階を迎え、多くの分野で地方分権が進められ、市町村に対し国や県が行っていた行政の権限が委譲されています。



合併の必要性

地方分権に対応できる行財政体制の確立

- 地方分権に柔軟に対応できる行財政体制を確立し、合併によりもたらされる経費削減効果等を生かした財源の確保を図る必要があります。

※1 地方分権：国の事務や権限を地方公共団体（県、市町村）に受け持たせることをいいます。

※2 地方分権一括法：正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」と称し、地方分権を推進するために、475本の法律改正を一括形式で行うもので、平成12年4月1日に施行されました。

(イ) 財政状況

社会的背景2

地方自治体の厳しい財政状況

- 国の三位一体^{※1}の改革が進む中、地方の自立の名の下、地方交付税の大幅な削減が進められています。

住民参画のまちづくり

- 地域におけるまちづくりは、画一的な公共施設整備や行政依存型から、住民参画による特色あるまちづくりへと変化してきています。



合併の必要性

住民参画・協働（住民と行政）のまちづくり

- 合併することで、行政組織をスリム化し民間委託を推進するなど、簡素で効率的な行財政運営を図るとともに、住民参画を推進し、地域の特性を尊重しながら多数かつ多分野にわたる連携協働関係を確立する必要があります。

※1 三位一体の改革：地方分権を実現するために、(1)国から地方へ支出される補助金（国庫補助負担金）の削減、(2)国から地方への税源の移譲、(3)地方交付税の見直しを、同時並行的に進めていくことです。

(ウ) 行政ニーズ

社会的背景 3

少子・高齢化の進行（人口減少時代の到来）

- わが国では、世界に類をみない速度で少子・高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少による税収入の減少と、高齢者人口の増加による住民サービス経費の増加をもたらし、保健・医療・福祉分野における行政の役割や負担は増大傾向にあります。

行政ニーズの高度化・多様化

- 高度情報化の進展や高速交通網の整備などによる社会・経済情勢の変化に伴い、住民の価値観やライフスタイルが変容し、行政ニーズが高度化・多様化しています。



合併の必要性

多様で高度な行政サービスの提供

- 合併により、市町村の管理部門の職員や業務の削減及び関連公共施設の効果的な活用を図り、子育ての支援環境を充実するなど、福祉・教育等の住民サービス部門の職員や事業を充実する必要があります。

(工) 日常生活

社会的背景 4

日常生活圏の一層の拡大

- 住民の通学・通勤・買い物などの日常生活圏は、車社会の進展と道路・交通網の整備拡大、さらには生活様式の多様化等に伴い、居住する市町村の行政区域を越えて拡大しており、納税している居住区域と行政サービスを受ける生活圏が異なることによる不公平が指摘されています。



合併の必要性

日常生活圏と居住区域の一体化

- 納税している居住区域と行政サービスを受ける生活圏をできるだけ一体化し、広域的視点に立った適正規模の都市計画や土地利用を推進するとともに、類似施設の重複投資を避けるなど効率的な行政運営を図っていく必要があります。

(2) 市町村の合併で期待される効果と課題

(ア) 効果

効果 1

住民の利便性が向上します

○利用できる窓口が増え、住まいや勤務地の近くでの利用が可能となります。

(例) 本宮町の方は白沢村役場で、白沢村の方は本宮町役場で各種証明書の交付が受けられるようになります。

○各地域のスポーツ施設、文化施設などを同じ条件で相互に利用できるようになります。

(例) お互いにそれぞれの施設を同一料金で利用できるようになります。

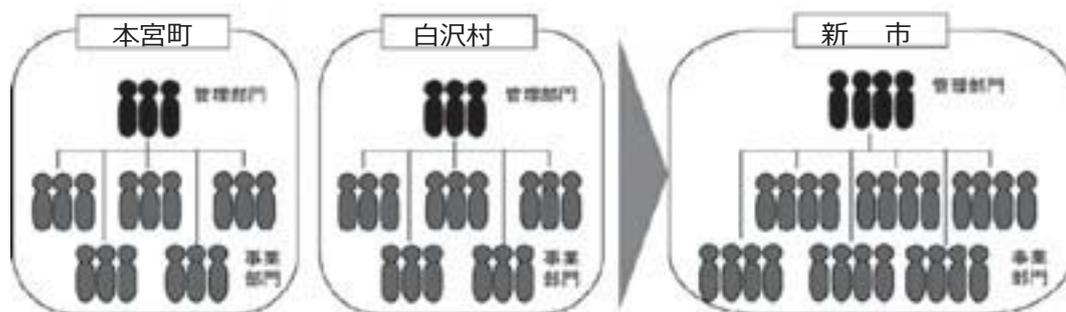
住民サービスの多様化が図られます

- 職員の効率的な配置が可能になるとともに、小規模町村では配置できなかった専任の職員を置くことができ、より多様な個性ある行政サービスの提供が可能となります。

(例) 職業相談や女性政策等の専任職員の配置が可能となります。

- 合併前の町村数だけあった総務部門や企画部門などの管理部門が整理統合され、福祉・教育等の住民サービス部門の拡充が可能となります。

(例) 職員の再配置による効率化と各部署の充実



効果 3

行財政の効率化が図られます

○首長などの特別職や議員のほか各種委員会などの委員数が減少します。また、職員定数の適正化が図られるなど、人件費を削減することが可能となります。

(例)



○重複している物件費を削減し新たな行政サービスに活用することにより、効果的な財政運営が可能となります。

(例) ^{※1} 電算システムを一元化することで、その保守点検委託料が大幅に削減できます。

効果 4

広域視点に立ったまちづくりが展開できます

○広域的視点に立ち、公共施設や道路等の生活基盤の計画的な整備が図られ重複される投資を避けることができます。

(例) 本宮町の「生活バス」と白沢村の^{※2}「デマンドタクシー」の運行体系を見直し効果的な利用が図られます。

※1 電算システム：行政事務の効率化を図るためのコンピュータを利用したシステムのことで、代表的なものとして、住民情報を管理する住民基本台帳システムや会計処理を行う財務会計システムがあります。

※2 デマンドタクシー：利用者を自宅などから目的地まで送迎するという交通システムです。バスのような低料金でありながらタクシーのような戸口から戸口の便利さを持ち併せます。

(イ) 課題**課題 1** 住民の距離が遠くなる

- 合併により、市役所までの距離が遠くなり、不便になることが懸念されます。
- 議員の減少等で住民の声が届きにくくなることが懸念されます。

**対応策**

- 合併前の役場の機能を維持することも可能です。
- 地域情報化が進むことで、インターネットを利用した申請や証明書の発行が可能となります。
- 各種審議会の充実やパブリックコメント制度^{※1}の導入及び定期的な住民との懇談会の実施により住民の声が反映できます。

課題 2 中心と周辺の地域格差が大きくなる

- 周辺部がさびれ、中心部との地域格差が拡大することが懸念されます。

**対応策**

- 新市において、新しいまちづくり計画を基本に周辺地域に配慮した振興計画の策定とその実現により、地域特性を活かした発展が望めます。

※ 1 パブリックコメント：条例や計画などの一定の政策の策定に際し、(1)政策の案と資料を公表し、(2)それに対する意見や情報を広く募集し、(3)寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、(4)その意見等に対する考え方を公表することをいいます。

課題3 行政サービス水準が低下し負担が重くなる

- 公共料金や利用料が高くなり、住民の負担が増えることが懸念されます。
- 旧町村特有の行政サービスが見直されたり、サービス水準が低下したりすることが懸念されます。



対応策

- 限られた財源の中で、すべて高サービス、低負担の調整は不可能ですが、合併の効果である行財政運営の効率化による歳出の削減等により、重点事業については高サービスとし、その他の事業については低サービスとすることによりサービスを維持向上させることができるものもあります。また、住民の負担の増加を抑えることができるものもあります。

課題4 地域の個性等が喪失する

- 慣れ親しんだ地名がなくなることや、地域の歴史・文化・伝統等の個性が失われることなどが懸念されています。



対応策

- 合併後も旧町村の名称を、新市の公共施設等の名称として利用することも可能です。
- ^{※1}地域コミュニティ施策の推進によって各地域の個性を尊重したまちづくりを行っていきます。

※1 地域コミュニティ：一般的に共同体または共同社会と訳され、その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のことを指し、そうした地域づくりを行政が進めることです。

2

計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

○本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）第6条に基づく法定計画として策定するもので、本宮町・白沢村の合併後の新市におけるまちづくり全般の基本となるものであり、本計画の実現を図ることによって、2町村の速やかな一体性を促進し住民福祉の向上を図るとともに、新市全体の均衡ある発展を目指すものとします。

なお、新市の進むべき方向性についてのより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）及び長期財政計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

○本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「新市まちづくりの基本方針」と、それを実現するための「新市の施策」、計画期間中の財政状況等を示した「財政計画」を中心として構成します。

(3) 計画の期間

○本計画の期間は、平成19年度から平成33年度までの15年間とします。

(4) 計画策定の留意点

- ①本宮町・白沢村任意合併協議会において策定した「新しいまちづくり構想」（概要版）を基本とした計画とします。
- ②住民参画・協働のまちづくりを重視し、策定にあたっては、住民意向の反映に十分留意して進めるものとします。
- ③新市が自立した自治体として確立するための指針となるよう、本宮町・白沢村の行（財）政改革大綱の趣旨を考慮した計画とします。
- ④本計画全般について、住民にわかりやすい内容・表現とするとともに、本計画の名称を、住民が親しみやすいよう、「新しいまちづくり計画」とします。



新市の概況

1. 位置と地勢
2. 道路・交通条件
3. 財政状況
4. 新市人口

1

位置と地勢

新市は、福島県の中央部にあって、県内2番目の人口規模を有する郡山市の北部に位置しており、東は三春町、南と西は郡山市、北は大玉村・二本松市に接しています。

市のほぼ中央部には東北地方を代表する名川・阿武隈川が北流し、東部には阿武隈山系の岩角山、高松山、岳山などの山並みや丘陵地、農地が広がり、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とした山並みを有し、水と緑の豊かな自然に恵まれています。

総面積は88.02km²で、90km²弱の規模となります。

新市の位置



2

道路・交通条件

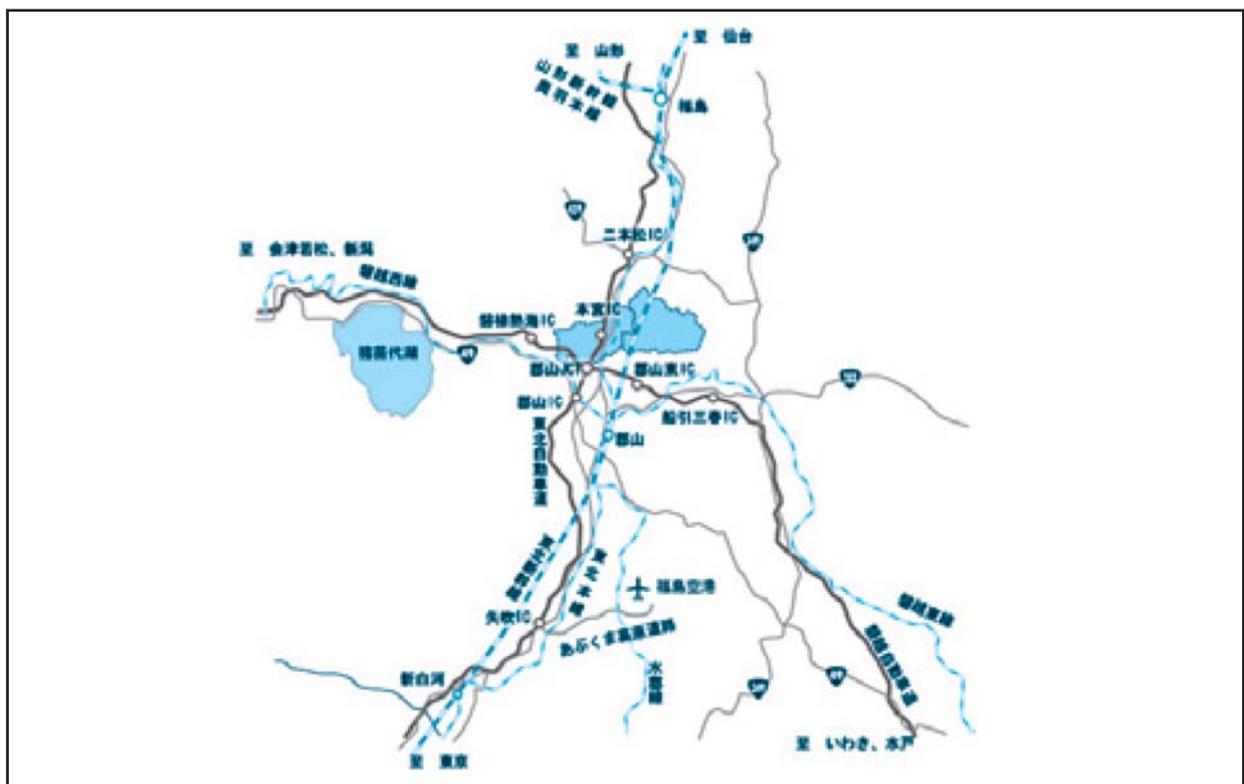
新市は、東北自動車道と磐越自動車道とがクロスする郡山ジャンクションに近接しており、東北自動車道本宮インターチェンジを有するとともに、5つのインターチェンジと近接するなど、恵まれた立地条件にあります。

本宮インターチェンジから東京都まで約250km、仙台市まで約110km、新潟市まで約150km、いわき市まで約100kmの距離にあるほか、福島空港へ約40kmの距離にあり、交通の要衝としてのさらなる発展が期待されています。

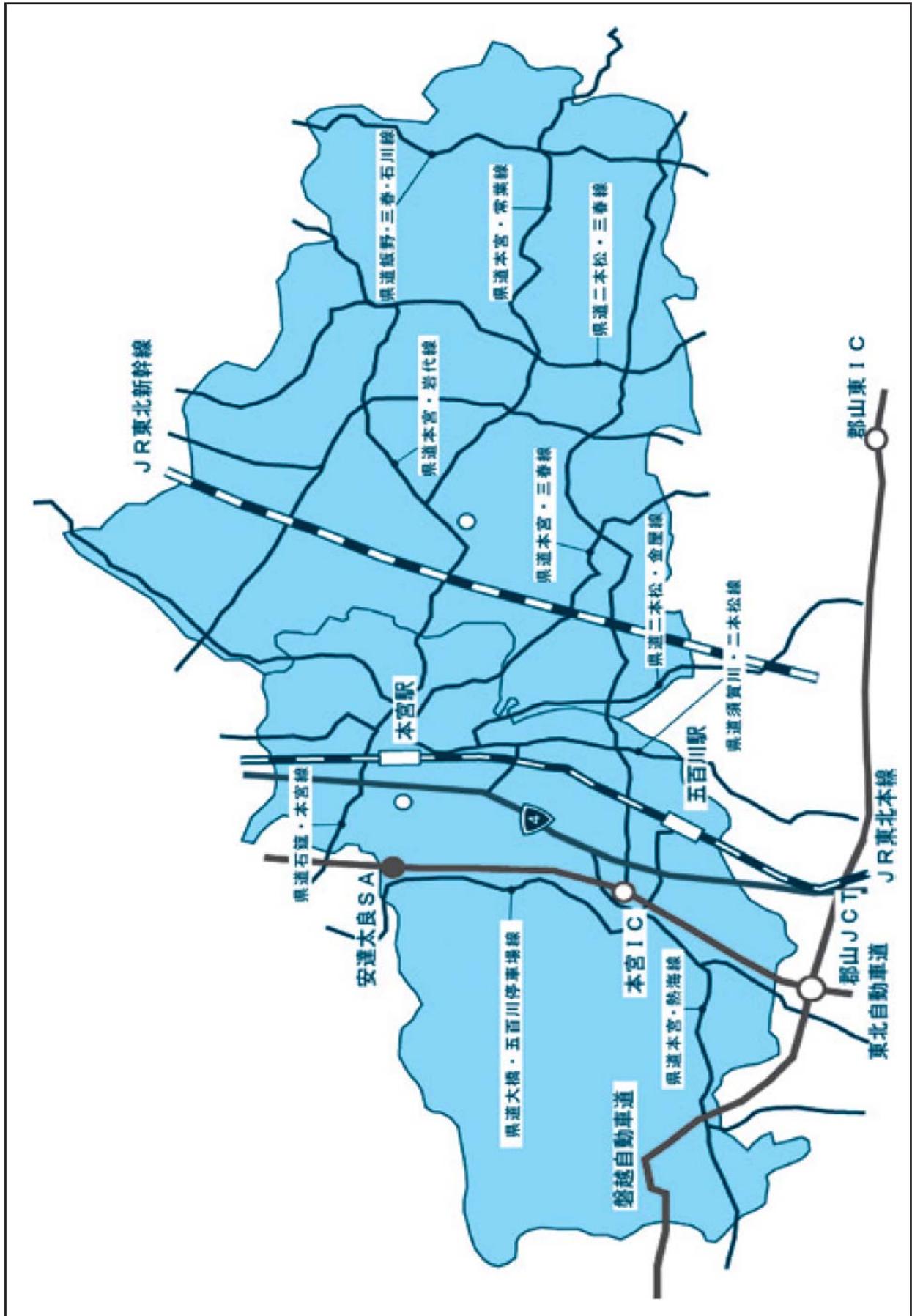
市内の道路網は、市の西部を縦貫する東北自動車道と西端部を通過する磐越自動車道のほか、国道4号及び県道、市道等によって構成されています。

鉄道については、ほぼ中央部をJR東北本線が南北に走っており、五百川駅・本宮駅の2つの駅がありますが、通勤・通学の手段として、また、郡山駅及び福島駅での新幹線へのアクセス手段として、その利便性の向上が課題となっています。バス交通については、本宮町が巡回バスを運行し、白沢村ではデマンド方式による乗り合いタクシーを運行しています。

広域交通体系からみた新市



新市の主要な道路・交通網



3 財政状況

(1) 歳出

新市の平成27年度の普通会計歳出決算額は、約264億円と近年増加しています。これは、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、復興事業費が増大したことが要因です。

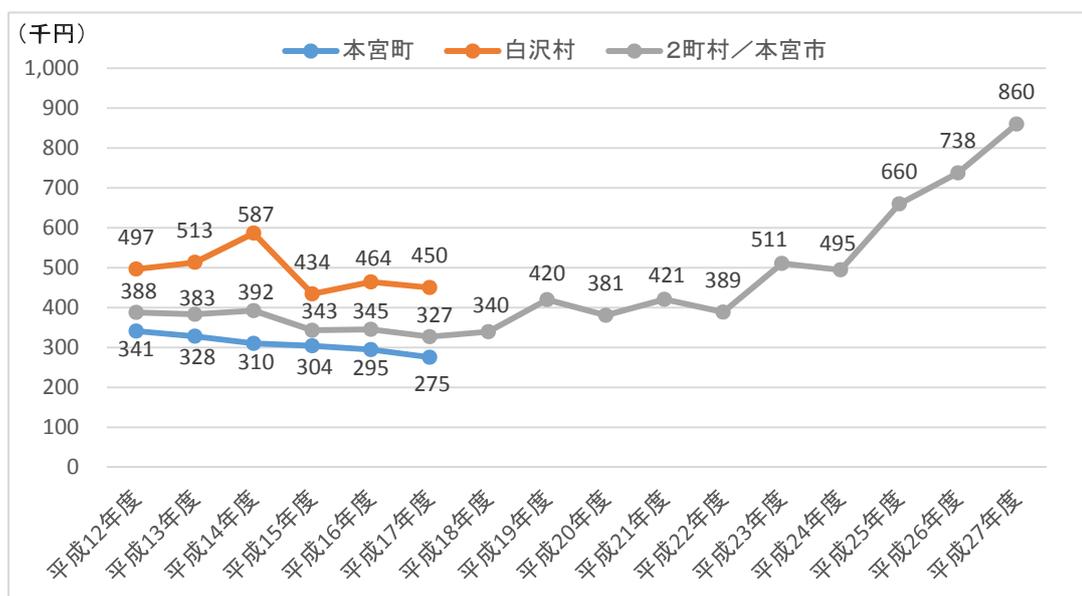
表 歳出の状況（一般会計）

(単位：百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
本宮町	7,534	7,273	6,861	6,703	6,457	6,117	-	-
白沢村	4,690	4,809	5,486	4,084	4,330	4,195	-	-
2町村/本宮市	12,224	12,082	12,347	10,787	10,787	10,312	10,799	13,328
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本宮町	-	-	-	-	-	-	-	-
白沢村	-	-	-	-	-	-	-	-
2町村/本宮市	12,128	13,349	12,314	15,946	15,383	20,387	22,713	26,369

資料：決算書

人口一人あたりの歳出額（一般会計）



(2) 地方税

新市の地方税は、合併直後の平成19年度には増加したものの、それ以降減少傾向が続いていましたが、平成25年度からは微増に転じています。

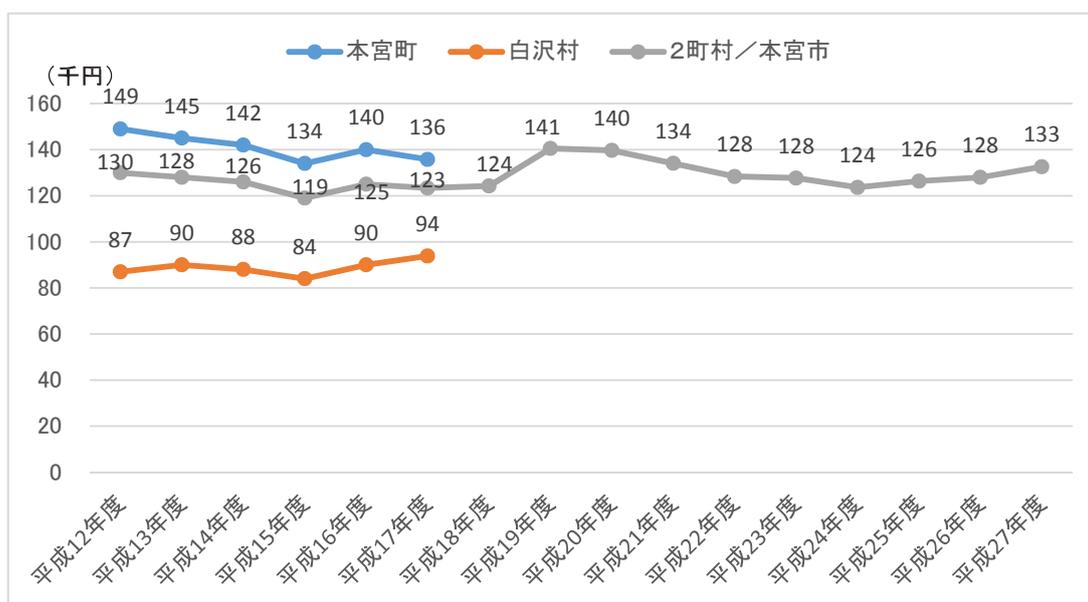
表 地方税の状況

(単位：百万円)

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
本宮町	3,287	3,209	3,130	2,948	3,079	3,015	-	-
白沢村	820	839	827	792	840	875	-	-
2町村/本宮市	4,107	4,048	3,957	3,740	3,919	3,890	3,951	4,459
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
本宮町	-	-	-	-	-	-	-	-
白沢村	-	-	-	-	-	-	-	-
2町村/本宮市	4,451	4,255	4,066	3,985	3,845	3,904	3,940	4,064

資料：決算書

人口一人あたりの地方税



※法人からの納税額が含まれています。

(3) 地方交付税

※1

地方交付税は、平成19年度まで減少が続いていましたが、平成20年度からは増加に転じていました。その後、平成23年度をピークに再び減少傾向が続いています。

今後はさらに、合併算定替終了に伴う一本算定により段階的に減少していく見通しです。

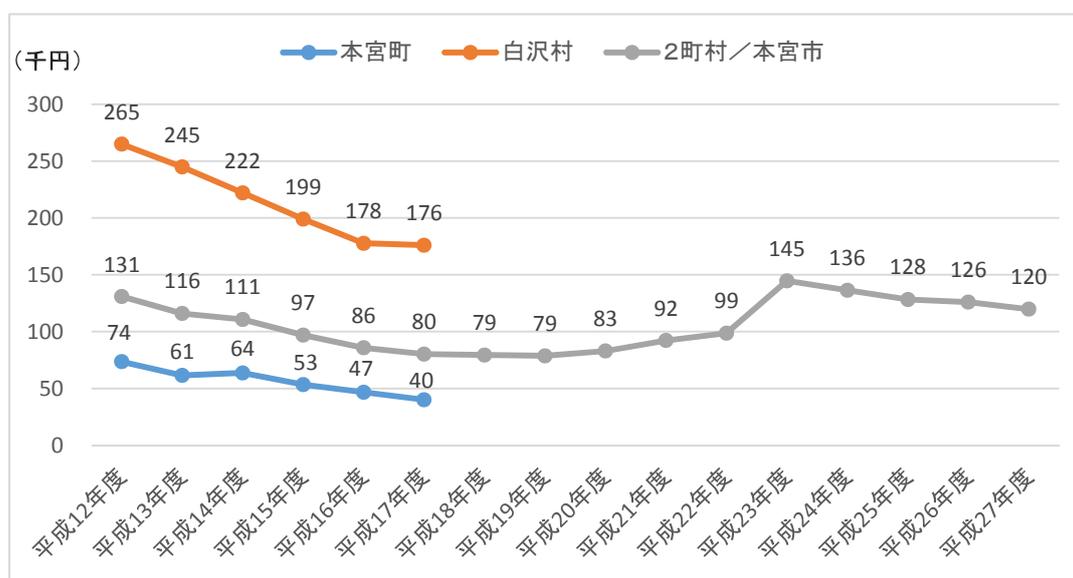
表 地方交付税の状況

(単位：百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
本宮町	1,624	1,363	1,408	1,177	1,023	890	-	-
白沢村	2,502	2,293	2,076	1,871	1,657	1,640	-	-
2町村/本宮市	4,126	3,656	3,484	3,048	2,680	2,530	2,525	2,498
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本宮町	-	-	-	-	-	-	-	-
白沢村	-	-	-	-	-	-	-	-
2町村/本宮市	2,644	2,927	3,125	4,516	4,242	3,963	3,876	3,671

資料：決算書

人口一人あたりの地方交付税



※1 地方交付税：普通交付税と特別交付税があります。いずれも国税を財源として交付される税金です。特別交付税は、その名のとおり災害等特別な事情でかかることとなった経費の財源として国から支給されるのに対し、普通交付税は、通常的な自治体の運営に必要な経費を、地方税等の収入で賄えないときに国から財源保障のために交付される税金です。

(4) 地方債・債務負担行為現在高

※1 ※2 ※3 ※4 ※5
 普通会計と特別会計及び企業会計を合わせた地方債と債務負担行為の現在高は、平成12年度以降毎年度減少しています。これは、両町村とも新たな起債や債務負担行為を抑制した財政運営を行ってきたためです。また、合併後も、平成20年3月に自主的財政健全化計画を策定し、適切な財政運営を進めています。

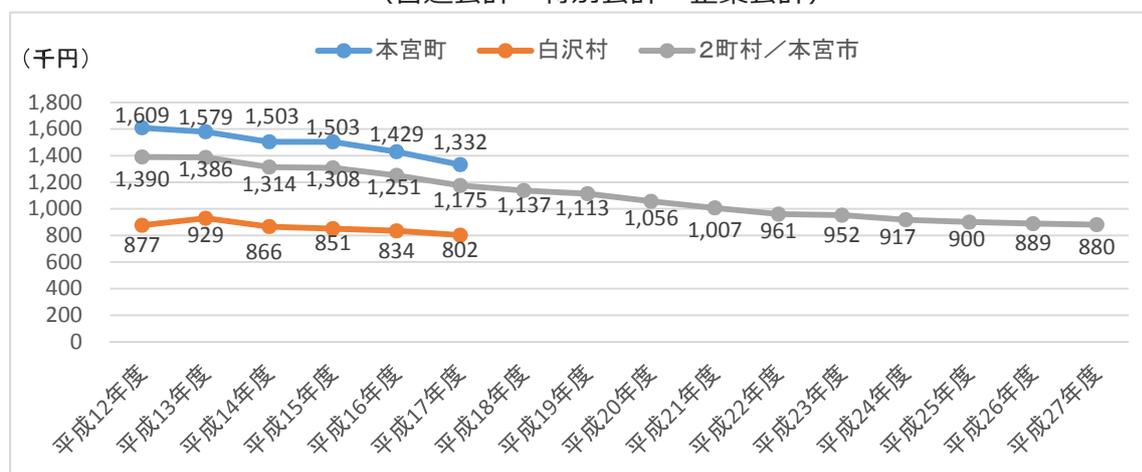
表 地方債・債務負担行為現在高の状況
 (普通会計・特別会計・企業会計)

(単位：百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
本宮町	35,530	35,011	33,246	33,133	31,317	29,582	-	-
白沢村	8,280	8,705	8,099	7,998	7,781	7,470	-	-
2町村/本宮市	43,810	43,716	41,345	41,131	39,098	37,052	36,170	35,333
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本宮町	-	-	-	-	-	-	-	-
白沢村	-	-	-	-	-	-	-	-
2町村/本宮市	36,170	35,333	33,657	31,945	30,429	29,711	28,533	27,818

資料：決算書

人口一人あたりの地方債・債務負担行為現在高
 (普通会計・特別会計・企業会計)



- ※1 普通会計：一定の基準で会計を区分しなおしたものを普通会計といいます。自治体によって異なりますが主に一般会計が含まれます。
- ※2 特別会計：一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する場合に設置する会計です。工業用地特別会計や国民健康保険特別会計等がこれにあたります。
- ※3 企業会計：使用料などのその事業における収入で、その事業の経費をまかなうことを目的として設置される独立採算が原則である会計です。本宮町と白沢村では水道会計がこれにあたります。
- ※4 地方債：地方公共団体が行う長期の借入金で、政府や公営企業金融公庫、または銀行など民間資金から借入れを行い、生活関連施設の整備や都市基盤、教育・文化施設の建設のための財源とされます。
- ※5 債務負担行為：履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつです。また、債務負担行為は、事業、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要があります。

※1
(5) 財政力指数

平成12年度以降から両町村の指数が伸びているのは、地方交付税の減少により、歳入総額に占める地方税等の自主財源の割合が増えたためです。その後、平成17年度の0.765をピークに、合併以降は、0.6台で推移しています。

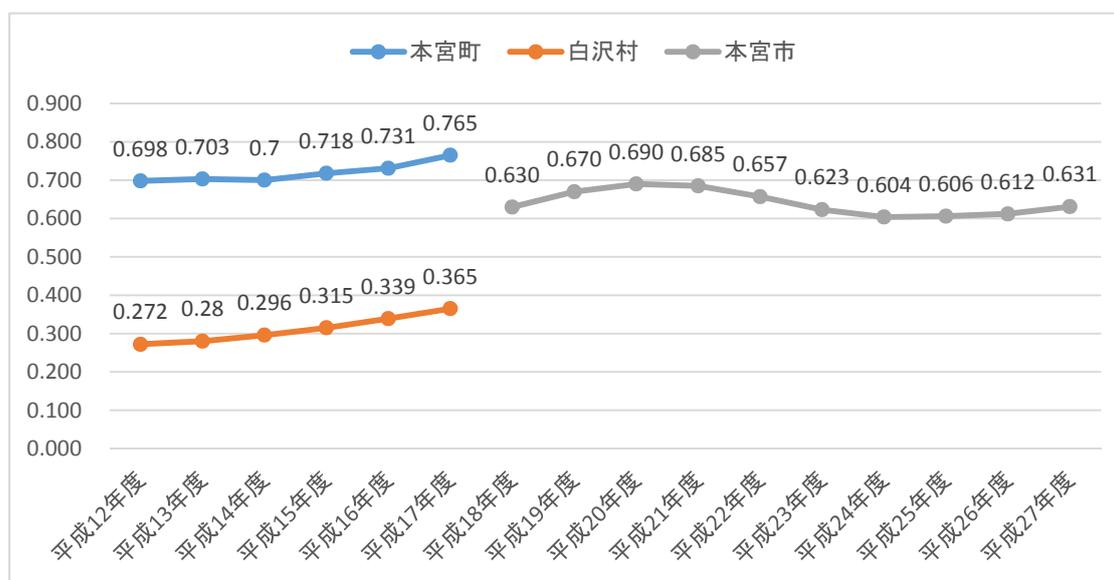
表 財政力指数の状況

(単位：百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
本宮町	0.698	0.703	0.7	0.718	0.731	0.765	-	-
白沢村	0.272	0.28	0.296	0.315	0.339	0.365	-	-
2町村/本宮市	-	-	-	-	-	-	0.630	0.670
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本宮町	-	-	-	-	-	-	-	-
白沢村	-	-	-	-	-	-	-	-
2町村/本宮市	0.690	0.685	0.657	0.623	0.604	0.606	0.612	0.631

資料：決算書

財政力指数の状況



※1 財政力指数：普通交付税の算出の際に計算される指標で「1」に近いほど自主財源が多いといえます。

※1

(6) 経常収支比率

2町村とも平成12年度以降増加傾向にあり、財政構造の硬直化がうかがえます。また、合併後も経常収支比率は高水準にあります。

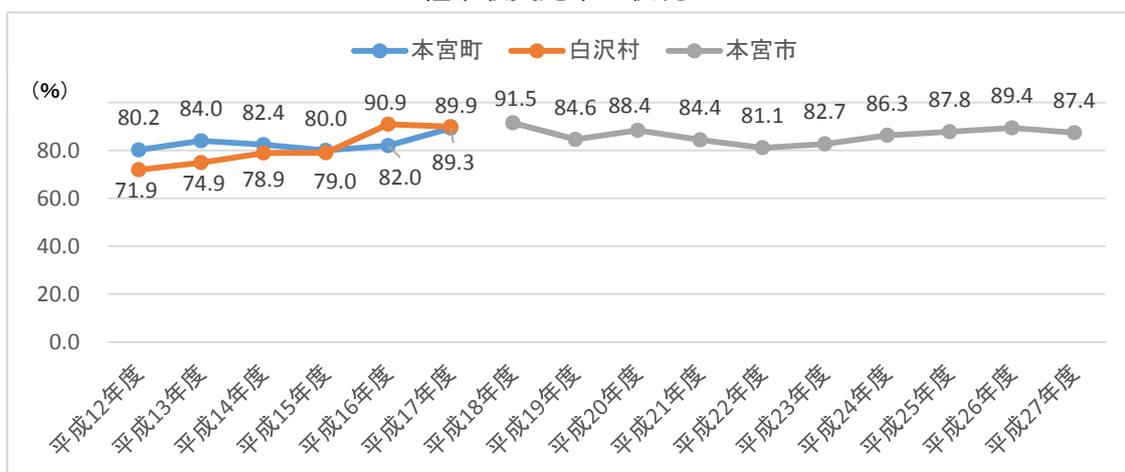
表 経常収支比率の状況

(単位：%)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
本宮町	80.2	84	82.4	80	82	89.3	-	-
白沢村	71.9	74.9	78.9	79	90.9	89.9	-	-
2町村/本宮市	-	-	-	-	-	-	91.5	86.4
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本宮町	-	-	-	-	-	-	-	-
白沢村	-	-	-	-	-	-	-	-
2町村/本宮市	88.4	84.4	81.1	82.7	86.3	87.8	89.4	87.4

資料：決算書

経常収支比率の状況



※2

※3

●減税補てん債及び臨時財政対策債を経常的一般財源等に加算して算出しています。

※1 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。人件費・扶助費・公債費等の義務的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す指標です。

一般的には、75%以下……………安全ゾーン
76%～85%……………要注意ゾーン
85%超……………危険ゾーンとされています。

※2 減税補てん債：個人住民税等の税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために借り入れる特別な地方債で、税の振り替わりとしての性格をもつものです。

※3 臨時財政対策債：国が策定する地方財政計画の財源不足に対応するため借り入れできる特別な地方債で、普通交付税の肩代わりとしての性格をもつものです。

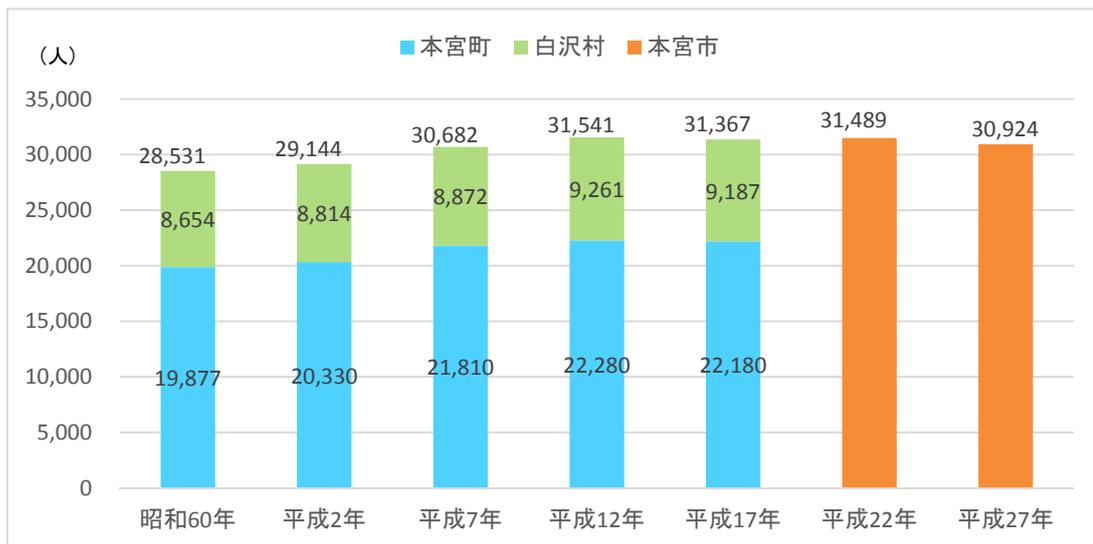
4

新市人口

(1) 人口の推移

人口は、平成12年の31,541人（平成12年国勢調査）をピークに増減を繰り返していましたが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、平成27年度国勢調査では、30,924人と大幅に減少しています。

図 人口の推移

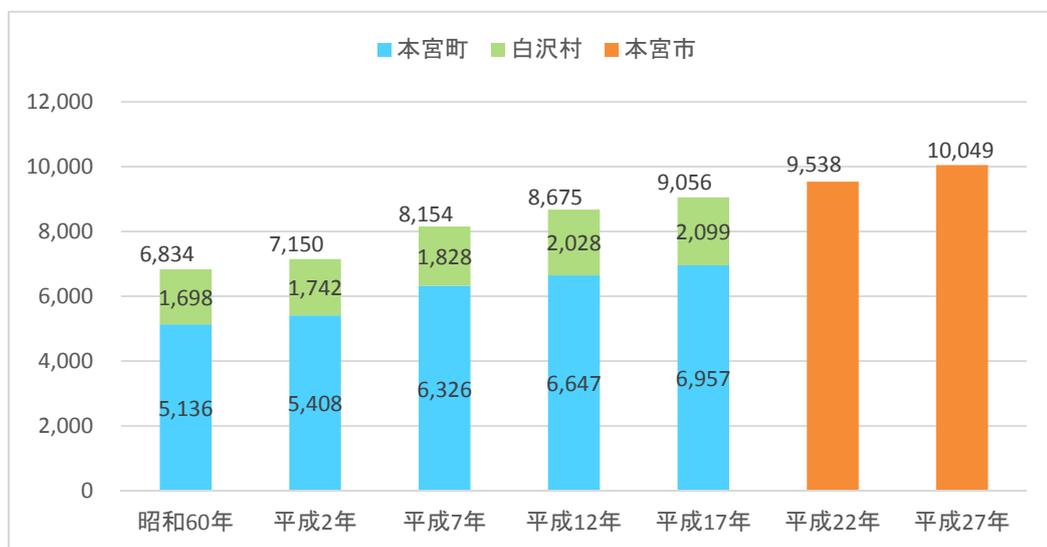


資料：国勢調査

(2) 世帯数の推移

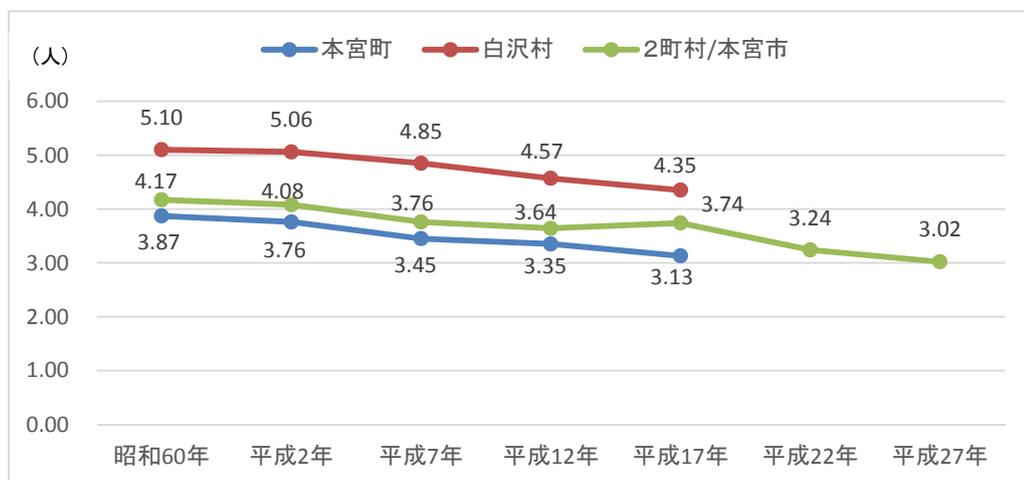
新市の世帯数は、平成27年の国勢調査で、10,049世帯となっており、年々増加傾向にあります。これは、世帯の核家族化が大きな要因と考えられ今後も、世帯数の増加が続いていくものとみられています。

図 世帯の推移



資料：国勢調査

図 平均世帯人員の推移

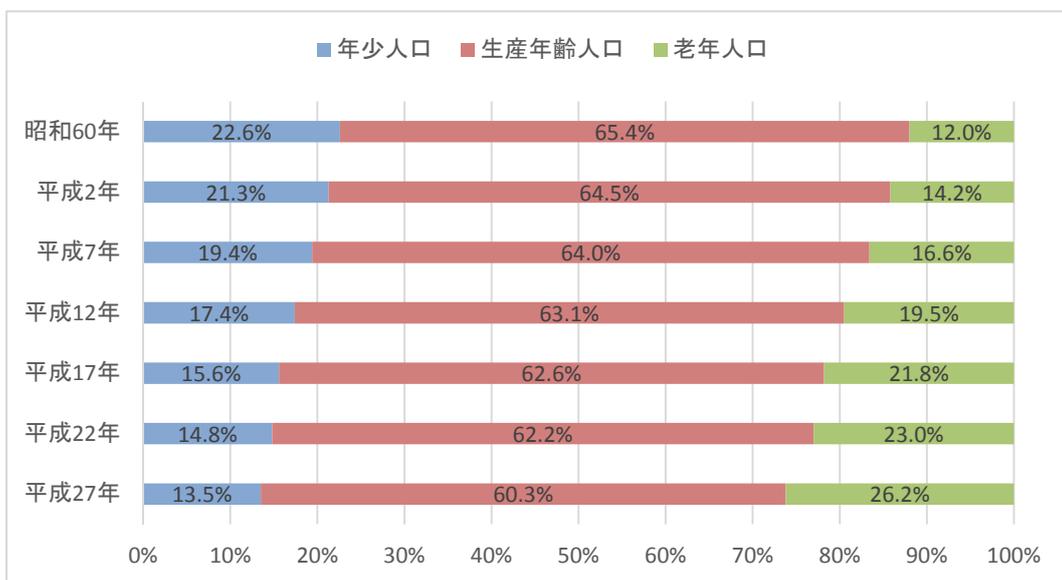


資料：国勢調査

※1
(3) 年齢3区分別人口の推移

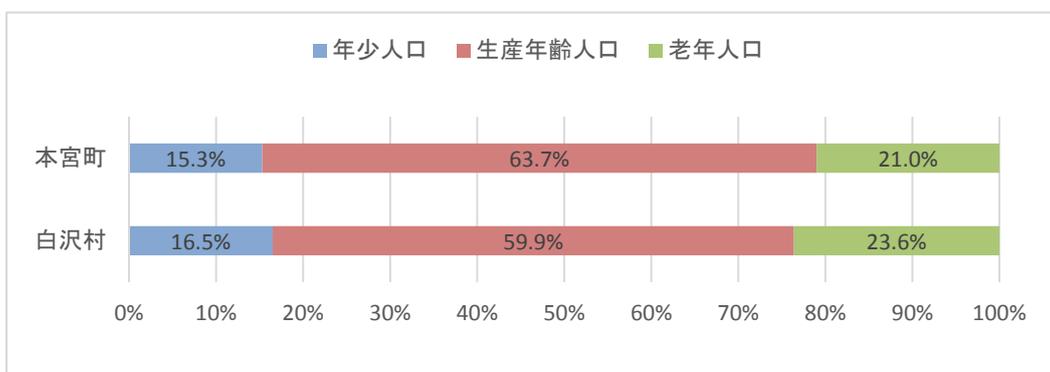
年齢3区分別人口（構成比）をみると、老年人口が増加する傾向にあり、年少人口は減少の傾向となっています。

図 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

図 町村別年齢3区分別人口の構成比（平成17年）



資料：国勢調査

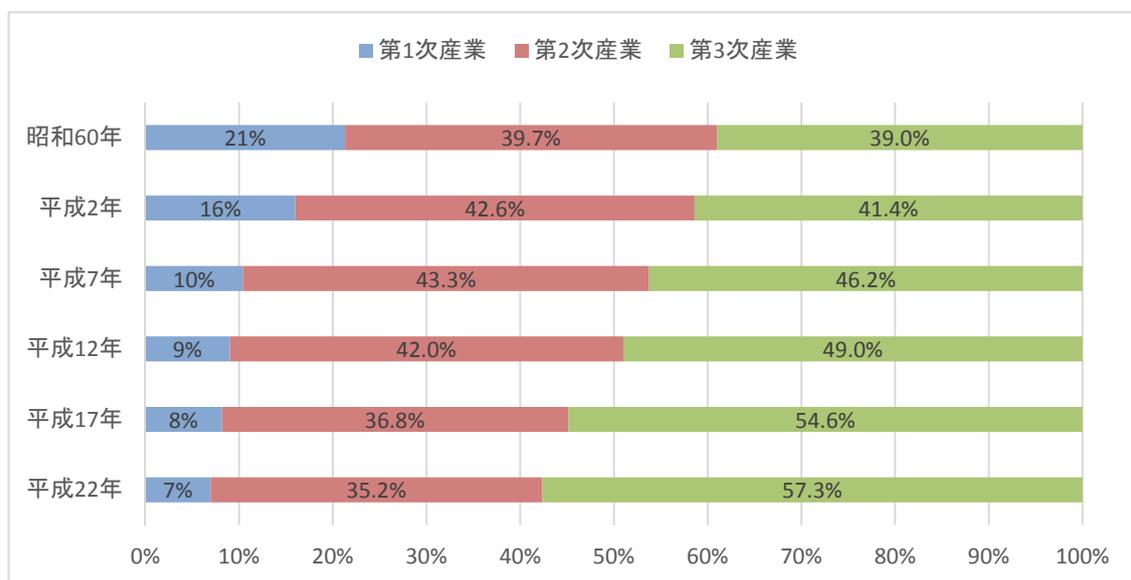
※1 年齢3区分別人口：0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口をいいます。

(4) 就業人口

就業人口をみると、第1次産業人口は急速に減少し、第2次産業については、微減傾向にあります。

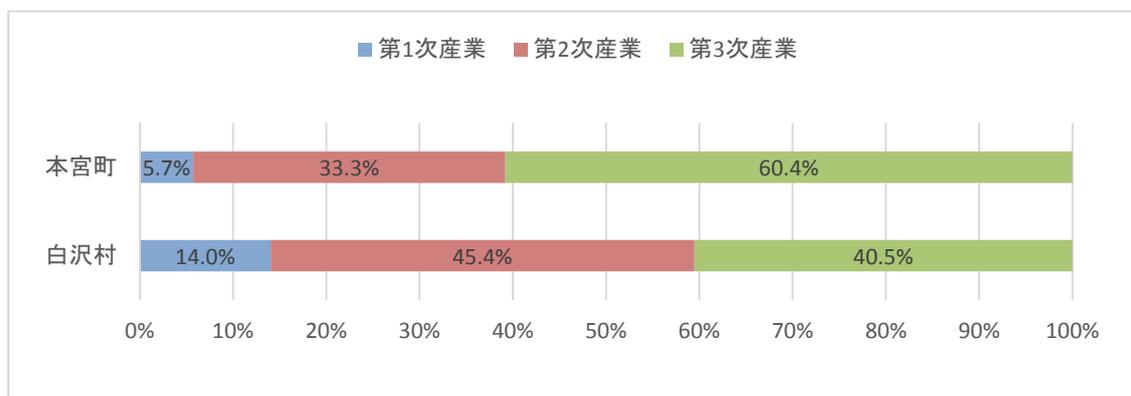
一方、第3次産業人口は、継続して増加傾向にあります。

図 2 町村の産業別就業者構成比の推移



資料：国勢調査

図 町村別就業者の構成比（平成17年）



資料：国勢調査



新市まちづくりの基本方針

1. 新市の将来像とまちづくりの基本理念
2. 新市まちづくりの基本目標
3. 将来人口
4. 土地利用の方向

1 新市の将来像とまちづくりの基本理念

(1) 新市の将来像

新市のまちづくりにあたっては、

水と緑と心が結びあう
未来に輝くまちづくり

を将来像といたします。

(2) まちづくりの基本理念

基本理念 1

豊かな自然を守り、住民が生きがいの持てるまちをめざします。

それぞれの美しく豊かな自然を守りながら、そこに住民が生涯にわたり健康で心豊かな生活をおくれるような新市づくりに努めます。

基本理念 2

地域の主体性と歴史を尊重しつつ住民相互の融和に努めます。

本宮町と白沢村との古くからの住民や行政の結びつきをもとに、地域の伝統行事や祭り、住民活動を大切に引き継ぎ、地域のよさを一層伸ばし、かつひとつの市として住民相互の融和に努めます。

基本理念 3

それぞれの地域の特性を活用し、発展するまちをめざします。

それぞれの自然環境と農業、商業、工業の地域環境を生かし、ひとつの市として調和のとれた発展する新市づくりに努めます。

2

新市まちづくりの基本目標

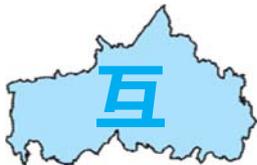
「新市の将来像」の実現に向けて、新市まちづくりの基本目標（5つの施策の柱）を次のとおり設定します。

キーワード

基本目標



豊かな心と創造性あふれる
人材育成のまちづくり



住民と行政の協働による
自立したまちづくり



共に支えあうやさしいまちづくり



活力あるふるさとのまちづくり



安全・安心な環境のまちづくり



豊かな心と創造性あふれる 人材育成のまちづくり

- 次世代を担う心豊かで創造性あふれる人材の育成を図ります。
- 総合的な学習環境づくりを進めます
- 文化の香り高いまちづくりを推進します。

豊かな心や生きる力の育成を重視した学校教育の推進や、新市の自然・歴史文化などの地域特性を生かした特色ある学校づくりをはじめ、各世代のニーズに応じた生涯学習環境の整備を図り、次世代を担う心豊かで創造性あふれる人材の育成と、生涯にわたって学び続け、その成果を新市のまちづくりに生かすことができる、総合的な学習環境づくりを進めます。

また、岩角山や太々神楽をはじめ、新市内に数多く存在する有形・無形の歴史文化資源の保存と活用、内外への発信を一体的に進めていくとともに、新市の特色を際立たせ、まちづくりの原動力となる、住民主体の芸術・文化、スポーツ活動、地域間交流活動等を積極的に支援・促進し、文化の香り高いまちづくりを推進します。

〔図1〕

豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり

- 小中学校教育体制の充実と施設の整備充実
- 青少年の健全育成
- 幼稚園、保育所の体制・内容の充実と施設の整備充実
- 地域・家庭の教育力の向上
- 生涯学習体制の充実と施設の整備充実
- 地域スポーツ、生涯スポーツの振興
- 文化財の保護・継承と芸術、文化活動の推進
- 地域間、国際交流の推進



住民と行政の協働による 自立したまちづくり

- 住民のコミュニティ活動を促進していきます。
- 住民と行政との協働体制の強化のもと、協働のまちづくりを進めます。
- 男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを新市一体となって進めます。
- 行財政改革を計画的・段階的に進めていきます。

住民が意欲と責任を持ってまちづくりに積極的に参画し、住民主導・地域主導のもとに個性豊かな魅力あるまちづくりが進められるよう、コミュニティ活動を一層促進していくとともに、広報・広聴活動の充実や情報公開機能の強化、各種計画の策定・実施・点検・見直しへの住民参画の促進、多様な住民団体、ボランティア、^{※1}NPOの育成・支援、民間活力の導入等を通じた住民と行政との協働体制の強化のもと、協働のまちづくりを進めます。

また、男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、多様な活動を通じて個性や能力を発揮することができるよう、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを新市一体となって進めます。

さらに、地方分権時代に対応する自立した自治体経営の確立に向け、民間経営手法等を取り入れながら、行政組織・機構の改革や事務事業の見直し、職員の資質向上、電子自治体（市役所）の構築、財政運営の一層の効率化など、新市としてのさらなる行財政改革を計画的・段階的に進めていきます。

また、新市の核となる本庁と支所等との適正な役割・機能分担を段階的に進めていくほか、地域コミュニティの機能充実を進め、住民サービスの向上と地域住民の意向反映に努めます。

〔図2〕

住民と行政の協働による自立したまちづくり

- 安定した財政基盤の確立・行政改革の推進・効率的な財政運営
- 住民と行政の協働によるまちづくり
- 行政情報の公開
- 地域コミュニティ形成の推進
- 男女共同参画社会の推進

※1 NPO:英語の Non-Profit Organization の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。



共に支えあうやさしいまちづくり

- 保健・予防医療体制の充実を図ります。
- 子育て支援の環境づくりを進めます。
- 高齢者や障がい者の介護・自立支援の環境づくりを進めます。
- 住民参画に基づく人にやさしい地域福祉体制づくりを進めます。

少子・高齢化が急速に進む中で、子どもから高齢者まで、すべての住民が住み慣れた地域で助け合い支え合いながら共にいきいきと暮らせるよう、保健・予防医療体制の充実のもと、高度化する医療ニーズへの対応や健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間）を伸ばす環境づくりを総合的に進めていくとともに、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができる子育て支援の環境づくり、高齢者や障がい者の介護・自立支援の環境づくりを進めます。

また、^{※1}ノーマライゼーションの理念に立った、住民参画に基づく人にやさしい地域福祉体制づくりを進めます。

〔図3〕

共に支えあうやさしいまちづくり

- 高齢者保健福祉の充実
- 国民健康保険事業・老人保健事業（医療も含む）の充実
- 少子化対策の充実と子育て支援体制の充実
- 地域医療体制の充実
- 健康づくり支援体制の充実
- 予防医療対策の充実
- 児童福祉の充実
- 障がい者保健・医療・福祉対策の充実
- 食育教育の推進
- 親と子の保健・医療・福祉対策の充実

※1 ノーマライゼーション：だれもが（障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々）等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。



活力あるふるさとのまちづくり

- 基幹産業である農業の維持・高度化を図ります。
- 新市産業の中核を担う商工業の振興及び新産業の開発に努めます。
- 若者の地元就職の促進に努めます。

農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、生産基盤の一層の充実や生産技術・経営の高度化、担い手の育成・確保、生産・加工・販売体制の整備など、環境変化に即した柔軟な農業振興施策を新市として一体的に推進し、基幹産業である農業の維持・高度化を図ります。

また、市街地整備や駅周辺整備などの基盤整備等と連動したにぎわいのある商店街の再生整備や新規優良企業の立地促進、産業支援・研究開発体制の強化等により、新市産業の中核を担う商工業の振興及び新産業の開発に努めます。

さらに、新市ならではの自然・歴史資源や芸術・文化・スポーツ資源、食文化、特産品や土産品、イベントや祭り等を生かした観光資源の開発及びネットワーク化を進めるほか、関係機関と連携した雇用対策の一体的推進による若者の地元就職の促進に努めます。

〔図4〕

活力あるふるさとのまちづくり

- 雇用対策の推進と就業環境の充実
- 農業・林業の振興
- 商業の振興
- 工業の振興
- 観光資源の開発と観光事業の充実



安全・安心な環境のまちづくり

- 自然災害に強いまちづくりを強かに推進します。
- 持続可能な循環型社会の形成に努めます。
- 自然環境の保全と住環境に関する総合的な施策を推進します。
- 新たな定住と交流を生み出す生活基盤づくりを進めます。

新市の美しく豊かな自然環境の保全と持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物の減量化・リサイクル化体制の充実と上・下水道の整備を推進し、自然資源や環境に配慮した土地利用を促進するなど、自然環境の保全と住環境に関する総合的な施策を推進するとともに、さらには水害や大地震等の自然災害への対応をはじめとする災害に強い安全で安心なまちづくりを強かに推進します。

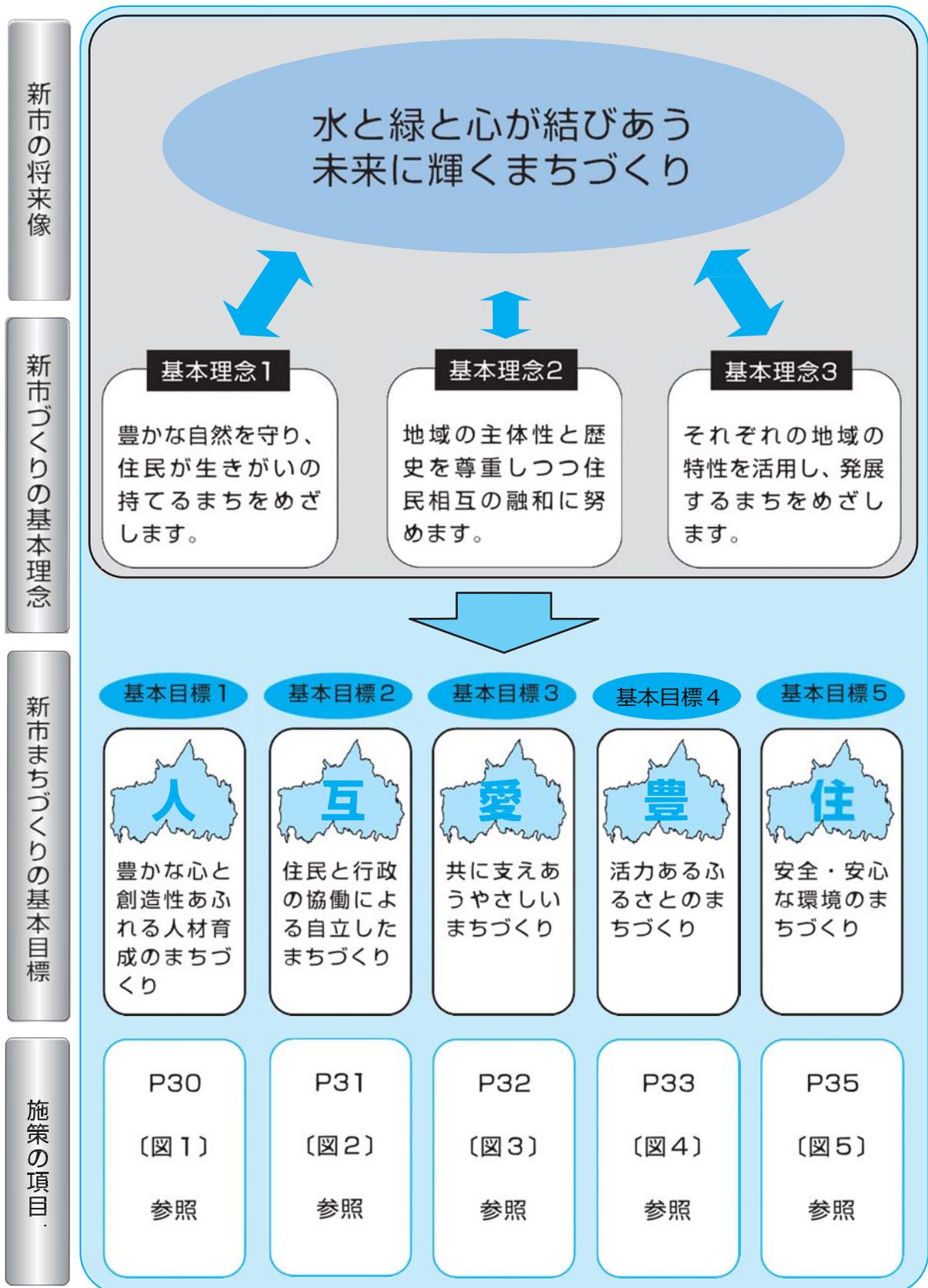
また、新市の均衡ある発展に向けた計画的かつ有効な土地利用のもと、人々が集い魅力ある市街地環境の創出や市道、農免農道をはじめとする幹線道路網の整備促進、高度情報通信基盤の整備促進及び多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、新たな定住と交流を生み出す生活基盤づくりを進めます。

〔図5〕

安全・安心な環境のまちづくり

- 調和のとれた土地利用の推進
- 若者定住促進のための施策
- 生活道路網の整備
- 交通安全・防犯対策の充実
- ごみ処理対策の推進
- 自然環境の保全、活用
- 新交通システム（巡回バス等）の充実
- 下水道等の整備
- 消防・防災対策の充実
- 幹線道路網（県道、都市計画道）の整備
- 消費者保護対策の充実
- 公園整備・緑化の推進
- 生活排水処理設備（浄化槽等）の整備推進
- 環境保全対策の推進
- 地域情報化の推進
- 中心市街地の整備
- 周辺部市街地の整備
- 高度な行政情報通信システムの整備推進
- 上水道の整備
- 住宅・住環境の整備

「新しいまちづくり計画」体系図



3

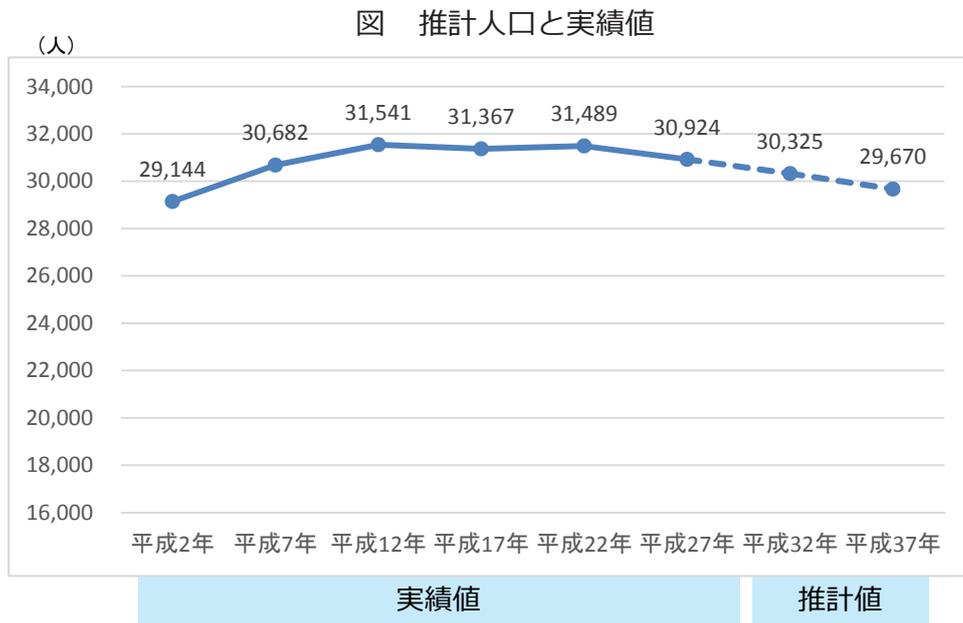
将来人口

将来人口等の見通しは、合併後概ね19年後の平成37年時点での推計を行っています。

(1) 人口と世帯

① 総人口

平成37年における総人口は、29,670人になると推計されます。将来においては、総人口はさらに減少傾向を続けると予測されます。



推計の方法

- 過去の国勢調査による人口をもとに、コーホート要因法を用いて推計しています。(※実績値は、平成2年から表示)

② 年齢3区分別人口

平成37年における年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）3,587人、生産年齢人口（15～64歳）16,729人、老年人口（65歳以上）9,354人になると推計されます。

図 年齢3区分別人口の実績と推計値



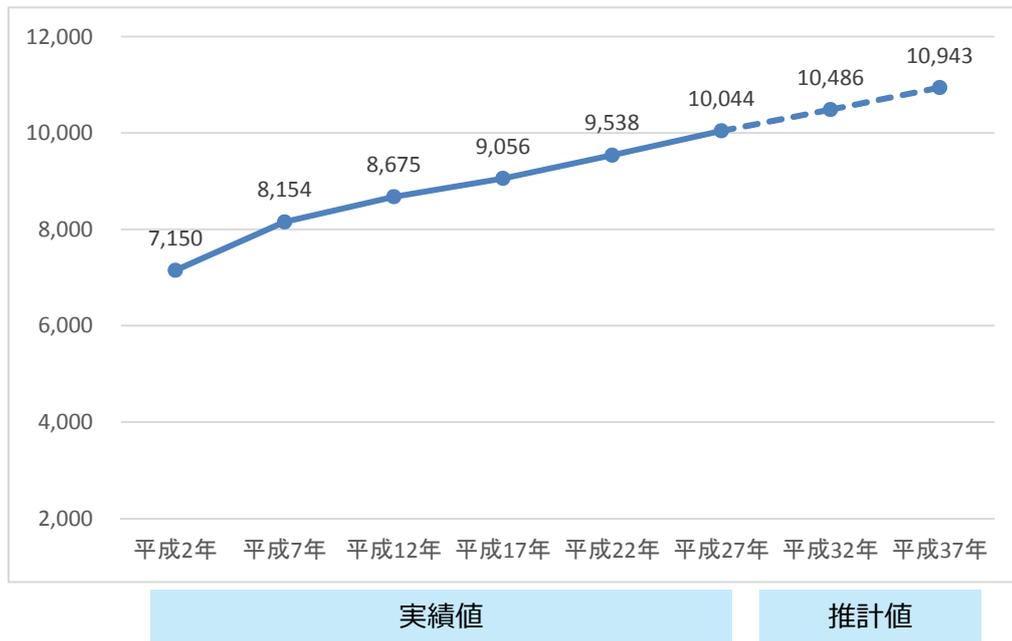
推計の方法

- 総人口の算出過程で合わせて推計しています。

③ 世帯数

平成37年における世帯数は、10,943世帯になると推計されます。

図 世帯数の実績と推計値



推計の方法

- 1世帯あたり人員を過去の実績値から、トレンド法により推計しています。
- 総人口の推計値をこの1世帯あたり人員推計値で除して将来の世帯数を算出しています。

(2) 就業人口

平成37年における総就業人口は、13,140人になると推計されます。産業別人口は、第1次産業が496人、第2次産業が3,378人、第3次産業が9,266人になると予測されます。

図 就業人口の実績と推計値



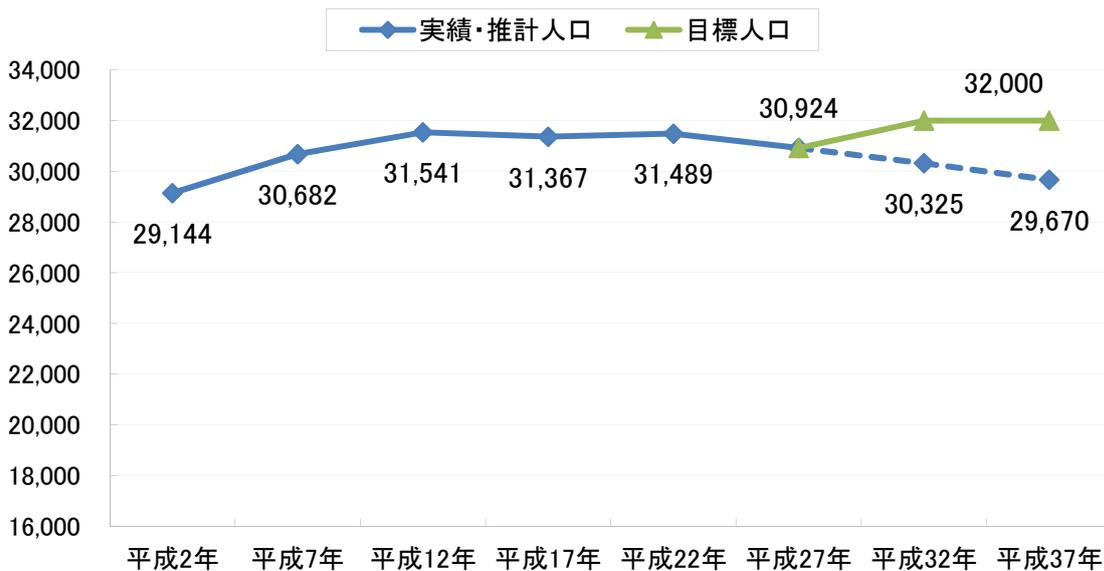
推計の方法

- 過去の国勢調査（S60～H22）による人口をもとに、トレンド法を用いて将来の産業別就業人口の構成比と就業率を推計しています。
- 総人口の推計値に就業率を乗じて、将来の総就業人口を仮定しています。
- 将来の総就業人口に、産業別就業人口の構成比を乗じて、産業別就業人口を算出しています。（※実績値は、平成2年から表示）

(3) 目標人口

わが国の人口は、平成18年をピークに減少過程に入ると予測されており、新市においても同様の推計となっています。国策による少子化対策がなされなければ人口減少に歯止めが利かない状況と考えられていますが、新市においては、子育て支援の環境づくりや若者の地元就職の促進等を実施することにより、計画期間中の目標人口を32,000人とします。

図 推計人口と目標人口



4

土地利用の方向

土地は、限られた資源であるとともに、住民の生活や産業経済活動等のあらゆる活動の共通の基盤となるものであることから、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に応じて適正に利用していく必要があり、その利用のあり方は、新市の発展や住民生活と密接に結びついています。

そこで、新市の将来像を実現するために、次のように大きく6つのゾーンに分け、土地利用を推進していくこととします。

しかしながら、土地利用は、まちづくりの最も基本的な要素であり、新市の発展に直結する極めて重要な問題であることから、住民参画のもとに多角的かつ慎重に検討を重ねた上で新たな計画を立て、新市住民全体の合意形成を図っていく必要があります。

したがって、ここでは、本宮町・白沢村の振興計画を基本に、大まかなゾーニングを行うこととし、具体的なゾーニングや土地利用については、今後、新市において、住民及び事業者の積極的な参画のもと、明確化していくこととします。

■ 都市住環境整備ゾーン

都市機能整備の推進と、快適で安全・安心な住環境・生活空間の確保を図る。

■ 田園定住ゾーン

優良農地の保全と活用を図るとともに、定住を促進し、遊休農地の解消を図る。

■ 自然環境保全ゾーン

優れた自然環境の保全と創造を図る。

■ 都市拠点ゾーン

商業・文化・生活機能等の集積を図り、景観・環境の整備を図る。

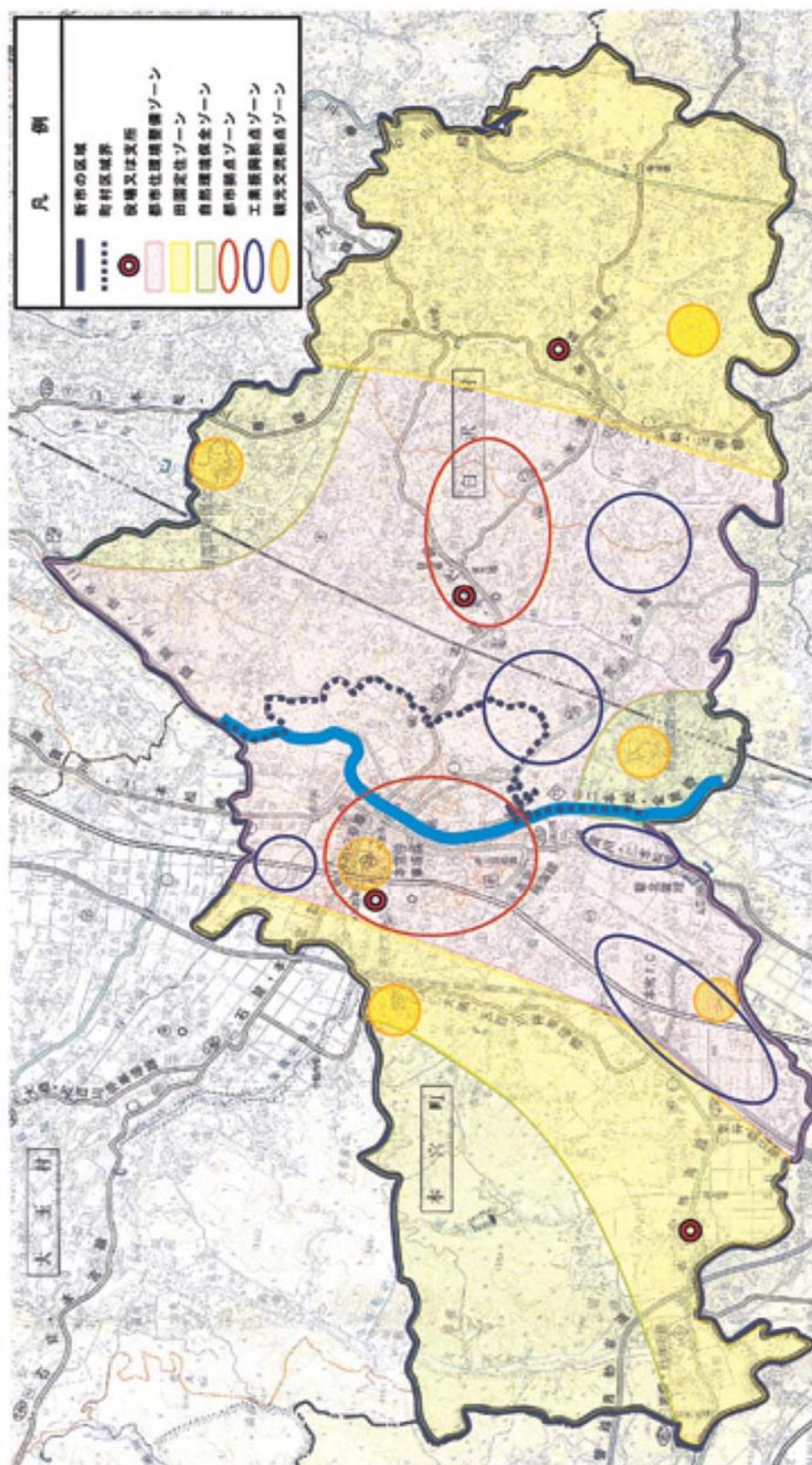
■ 工業振興拠点ゾーン

産業・経済拠点としての工業立地基盤の拡充と活用を図る。

■ 観光交流拠点ゾーン

交流人口の増加に向けた観光・交流基盤の充実を図る。

新市の土地利用とゾーニング





第4章

新市の施策

『人』 = 豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり

『互』 = 住民と行政の協働による自立したまちづくり

『愛』 = 共に支えあうやさしいまちづくり

『豊』 = 活力あるふるさとのまちづくり

『住』 = 安全・安心な環境のまちづくり



豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり

施策項目

- ①小中学校教育体制の充実と施設の整備充実 ②青少年の健全育成
- ③幼稚園、保育所の体制・内容の充実と施設の整備充実
- ④地域・家庭の教育力の向上 ⑤生涯学習体制の充実と施設の整備充実
- ⑥地域スポーツ、生涯スポーツの振興
- ⑦文化財の保護・継承と芸術、文化活動の推進
- ⑧地域間、国際交流の推進

①小中学校教育体制の充実と施設の整備充実

- 地域に開かれた学校をめざすため、保護者、地域住民、学校、行政との連携を図り、地域の人材を学校教育に活用するとともに、こどもたちを見守る意識を育て、地域教育力の向上に努めます。
- 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、豊かな心と創造力を養い、各学校の特色を生かした教育活動の充実を図り、「生きる力」を育む教育を進めます。
- 情報教育環境の整備や施設間のネットワーク化を推進し、コンピュータやインターネットを活用した情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成教育を努めます。
- 国際化社会に対応した人材の育成やコミュニケーション能力の育成を図るため、外国語指導助手（ALT）の招致をはじめとした国際理解を深める教育を進めます。
- 安全かつ快適な教育環境を提供するため、校舎などの教育施設については、老朽化による危険性・緊急性の高いものから、計画的に改修・整備を進めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆総合的な学習及び学社融合事業 ◆メニュー選択性補助金
- ◆児童・生徒の学力向上 ◆外国語指導助手招致事業（ALT）
- ◆小中学校施設整備事業

② 青少年の健全育成

- 家庭教育の重要性を再認識し、学校・家庭・地域コミュニティ・関係機関との連携のもと、青少年に生涯学習やボランティア活動などへの社会参加を促し、青少年の自主性・社会性が育まれる環境づくりを進めます。
- 青少年の社会参加機会の充実や、青少年育成に関わる組織の充実、指導者の人材育成・確保を進めるとともに、地域ぐるみの非行防止体制の強化や支援体制づくりを進めます。

主要事業（主な取り組み）

◆社会教育事業

③ 幼稚園、保育所の体制・内容の充実と施設の整備充実

- 幼児期の元気で健やかなこどもの発育を促し、親が安心してこどもを預けられるよう、幼稚園施設など教育環境の整備を進めるとともに、人間形成の基礎をつくり、豊かな個性の育成につながる教育内容の充実に努めます。
- 市民の多様な子育てニーズを踏まえ、保育時間を延長する「預かり保育」などの充実に努め、こどもを持つ親への支援を強化するとともに、地域の実情に応じた幼稚園・保育所の運営を図り、幼保一元化を視野に入れた検討を進めます。
- 安全かつ快適な教育環境を提供するため、園舎などの教育施設については、老朽化による危険性・緊急性の高いものから、計画的に改修・整備を進めます。

主要事業（主な取り組み）

◆幼稚園・保育所保育事業

④ 地域・家庭の教育力の向上

- こどもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための各地域における様々な取り組みの促進や、親に対する家庭教育サポートなど、家庭の教育力の向上に向けた体制づくりを進めます。
- 「こどもを守る」という観点から、家庭でのこどもの安全意識の向上と啓発を図るとともに、地域・防犯団体・学校（PTA）・民間企業などとの協力体制を充実し、犯罪防止に配慮した環境づくりの普及・浸透を図ります。

主要事業（主な取り組み）

◆家庭教育相談体制の整備事業

◆こどもの安全対策事業

⑤ 生涯学習体制の充実と施設の整備充実

- 幅広い年齢層に応じた多様な学習機会の提供に努めるとともに、住民が主体となった生涯学習の企画・運営を支援します。
- 専門知識や技術を有する指導者やボランティアなど人材の発掘・育成に努めるとともに、学習成果の発表の場づくりなど学習意欲の高揚を図り、各種団体やサークルの活動・交流を支援します。
- 施設間相互の情報化を進め、生涯学習センターなど既存の生涯学習施設の有効活用・整備を図ります。
- 図書館（室）の機能充実に向けて、蔵書の充実を図るとともに、図書館の情報化やネットワーク化を進め、住民の利便性とサービスの向上に努めます。

主要事業（主な取り組み）

◆生涯学習推進事業

◆図書館事務事業

⑥ 地域スポーツ、生涯スポーツの振興

- だれもが気軽に参加して楽しむことができる軽スポーツの普及や生きがいづくり・体力づくり・健康増進を目的とした生涯スポーツの拡大を図るとともに、住民が主体となった地域スポーツクラブ等の育成に努めます。
- 体育協会やスポーツ少年団などスポーツ関係団体の育成・支援に努めるとともに、スポーツ活動の充実に向けて、指導者の確保・育成を図ります。
- 体育館やグラウンドなど既存のスポーツ施設の有効活用が図れるよう整備・充実に努めます。

主要事業（主な取り組み）

◆保健体育振興事業

◆保健体育施設整備事業

⑦ 文化財の保護・継承と芸術、文化活動の推進

- 有形・無形の文化財や記念物などの保存と活用に努めます。
- 各地域に保存・伝承されている独自の歴史的・文化的遺産や伝統芸能が今後も保存・継承されるよう後継者の育成を図るとともに、歴史を生かした文化・伝統芸能の支援に努めます。
- 住民が主体となった文化・芸術活動の充実に向けて、文化団体等をはじめとするサークル活動等の育成・支援に努めるとともに、文化イベントなどを開催し、文化・芸術に触れ合う機会の充実に努めます。

主要事業（主な取り組み）

◆文化振興推進事業

⑧ 地域間、国際交流の推進

○国際化に対応できる人材の育成を図るとともに、国際交流の輪を広げます。

主要事業（主な取り組み）

◆外国語指導助手招致事業（ALT）



住民と行政の協働による自立したまちづくり

施策項目

- ①安定した財政基盤の確立・行政改革の推進・効率的な財政運営
- ②住民と行政の協働によるまちづくり
- ③行政情報の公開
- ④地域コミュニティ形成の推進
- ⑤男女共同参画社会の推進

①安定した財政基盤の確立・行政改革の推進・効率的な財政運営

- 限られた財源の中で、最大限の効果を発揮できる「小さな自治体」の確立をめざし、行政改革の視点から、「行政評価システム」の導入による事務事業の抜本的見直しを行い、政策形成から事業実施まで一体的な評価体系に基づいた、PDCA〔計画（PLAN）→施策（DO）→評価（CHECK）→改善（ACTION）〕が効果的に機能する評価システムの構築をめざします。
- 分権型社会に対応できる職員の育成に向けて、職員の意識改革および職員研修による政策形成能力などの向上を図るとともに、住民や関係機関との協働により地域課題に対処できる専門的な職員の確保・育成に努めます。
- 職員の「定員管理適正化計画」を策定し、適材適所による人事管理を行い、柔軟かつ機動的な組織・機構の整備を図ります。
- メリハリのある施策展開と住民サービスの提供に努め、中・長期的な視野に立った実効性の高い計画的な財政運営を推進します。
- 事務効率の向上や職員のコスト意識の高揚を目的として、経営的視点に立った行政活動の推進に努めます。
- 産業の活性化や人口増加対策等による自主財源の確保を目標とし、財政運営の計画化と事務事業の見直しを行い適正な財源配分を行うとともに、事業実施にあたっては公平・公正の視点から「受益者負担の原則」を位置づけ、健全な財政運営に努めます。さらに、適正な財産の管理と処分を行います。

主要事業（主な取り組み）

- ◆財政健全化計画の策定
- ◆定員管理適正化計画の策定

② 住民と行政の協働によるまちづくり

- 市民・各種団体・NPO・企業・行政など、まちづくりに関わる多様な主体が、自らの持つ能力や知恵を出しあい、ともに力を合わせて新しい時代にふさわしいまちづくりを進め、それぞれの役割と責任を明確にした、参画と協働によるまちづくりの実現に努めます。
- 住民と行政との協働で進めるまちづくりに向けて、広報・広聴活動などの充実や積極的な情報公開・情報提供に取り組むとともに、情報の共有化に努め、行政活動をはじめとした公共的活動への参加・参画・協働を進める取り組みに努めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆白沢総合支所建設事業

③ 行政情報の公開

- 広報やホームページ等による、行政情報の積極的な公開・提供を行い、住民の提案や意見を広く市政へ反映していく仕組みづくりを推進し、透明かつ公正な自治体運営を図ります。

主要事業（主な取り組み）

- ◆広報広聴活動の充実

④ 地域コミュニティ形成の推進

- 地域課題の解決や地域ニーズに対応するため、自治会組織（行政区）・女性団体・PTA・子ども会など特定の地域活動を行う組織を集約化することにより、^{※1}ワークショップの参加者や地域コミュニティの再構築を図り、地域の意見を行政へ反映できる仕組みづくりを進めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆町内会（行政区）交付金事業
- ◆集会所整備・建設補助事業

※1ワークショップ：まちづくりなどに関して、地域住民など様々な人々が参加し、種々の共同作業によって計画や政策づくりを行う方法です。

⑤ 男女共同参画社会の推進

- 男女共同参画社会の形成に向け、男女があらゆる分野に共同で社会活動に参画できる環境づくりや条件の整備を推進し、平等の立場での活動意識の高揚を図ります。

主要事業（主な取り組み）

- ◆男女共同参画プランの策定



共に支えあうやさしいまちづくり

施策項目

- ① 高齢者保健福祉の充実
- ② 国民健康保険事業・老人保健事業（医療も含む）の充実
- ③ 少子化対策の充実と子育て支援体制の充実
- ④ 地域医療体制の充実
- ⑤ 健康づくり支援体制の充実
- ⑥ 予防医療対策の充実
- ⑦ 児童福祉の充実
- ⑧ 障がい者保健・医療・福祉対策の充実
- ⑨ 食育教育の推進
- ⑩ 親と子の保健・医療・福祉対策の充実

① 高齢者保健福祉の充実

- 高齢者が住み慣れた家や地域で孤立することなく、安心して自立した生活を送ることができるよう、老人クラブ活動やシルバー人材センター等への社会参加や生きがいづくりを支援するとともに、高齢者が健康で生きがいを感じられるよう、社会参加のための環境づくりを進めます。
- 高齢者化が進む中、高齢者の生活機能の低下防止のため、日常生活支援サービス等の充実を図ります。
- 介護保険サービスや介護予防事業の充実を図り、サービスの提供体制の整備と制度の適正な運用に努めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆ 民生委員等に関する事業
- ◆ 老人保健福祉計画の策定
- ◆ 社会福祉協議会補助事業
- ◆ 訪問介護員派遣事業
- ◆ 訪問相談員事業
- ◆ 地域支援事業
- ◆ 緊急通報システム事業
- ◆ 介護保険事業計画の策定
- ◆ シルバー人材センター運営貸付事業

② 国民健康保険事業・老人保健事業（医療も含む）の充実

- 健康で生き生きと暮らせるように、積極的に健康づくり事業・介護予防活動を推進し、健康寿命、生活の質（QOL:クオリティオブライフ）が向上できるよう、健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導などの支援サービスの充実に努めます。
- 「自分の健康は自分で守る」という自覚を高め、健康に対する意識の高揚と新市全体の健康水準の向上を図ります。
- 保健事業の充実、医療費の適正化、収納率向上等の事業及び取り組みにより、国民健康保険財政の健全化を図ります。

主要事業（主な取り組み）

◆国民健康保険事業

◆老人保健事業、地域支援事業（介護予防事業）

③ 少子化対策の充実と子育て支援体制の充実

- 少子化に対応した安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要であることから、多様なニーズに対応した子育て支援機能の充実や保育サービスの拡充を図ります。
- 次世代を担う子どもたちの育成を、地域社会全体で支援する環境・体制づくりに努めます。
- 核家族化や女性の就労環境の変化に応じた延長保育や低年齢児保育などの保育サービスの強化に努めるとともに、一時保育の実施に向けた保育体制の充実に努めます。
- 民生委員や子育てグループなどとの連携・協働のもと、ボランティア・NPOを中心とした地域ぐるみによる子育て支援体制の充実に努めます。
- 子育て中の親が気軽に集い・交流し、語り合いながら不安や悩みを解消するための場づくりや相談機能の強化を図り、総合的な子育て支援を進めます。
- 小学校低学年の放課後児童対策として、学童保育体制の充実に努めます。

主要事業（主な取り組み）

◆民生委員等に関する事業

◆放課後児童対策事業

◆次世代育成支援行動計画の策定

◆妊婦健康管理事業

◆新生児・産婦家庭訪問

④ 地域医療体制の充実

- 住民誰もが安心して受診できる医療環境の整備が求められていることから、関係機関と協力し、高度医療体制の促進や救急医療体制の整備、高齢者などの交通手段を持たない交通弱者のための地域医療体制の充実に努めます。
- 住民が健康的な生活を営むために、救急医療の充実など、安心できる医療体制の整備、保健・医療・福祉の連携による一体的なサービスの充実に努めます。

主要事業（主な取り組み）

◆救急医療事業

⑤ 健康づくり支援体制の充実

- 心の健康づくりに向けて、地域住民同士の心の通う関係づくりを進め、ふれあい、支え合いによる地域づくりを展開します。
- 保健・医療・福祉や教育の連携を図りながら、「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発に努め、住民主体のさまざまな健康づくり活動を進めます。

主要事業（主な取り組み）

◆複合施設整備事業

◆健康推進員活動事業

⑥ 予防医療対策の充実

- 健康相談や各種検診などの保健事業を充実させ、生活習慣病予防や障がいの早期発見・早期対応、寝たきり・痴呆などの介護予防体制の充実を図ります。
- 妊産婦健診、乳幼児健診などの母子保健事業を充実させるとともに、子育てにかかわる相談・支援体制を確立し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。

主要事業（主な取り組み）

◆成人健康診査事業

◆乳幼児健康管理事業

⑦ 児童福祉の充実

- 地域の将来を担う子どもを安心して生み育てることができるよう、育児相談の体制整備、保育施設の充実、児童クラブなどの保育サービスの充実や子育て家庭の支援を図るとともに、地域社会全体で支える子育て環境の整備と、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるまちづくりを進めます。

主要事業（主な取り組み）

◆児童福祉事業

◆民生委員等に関する事業

⑧ 障がい者保健・医療・福祉対策の充実

- 障がい者の社会参加を困難にしているあらゆる障壁を取り除き、参加機会を保証するバリアフリーの視点から各種施策の充実を図ります。
- 施設面でのバリアフリーを計画的に進めるとともに、心のバリアフリーを進める活動を展開し、ノーマライゼーション理念の普及を図ります。
- 障がい者・介護者のニーズに対応した、多様な情報提供手段の確保とサービスの向上に努める。
- 障がい者が安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、障がいを持つ人も持たない人もお互いが尊重し支えあう共生社会の形成を目指します。

主要事業（主な取り組み）

- ◆身体障がい者在宅福祉事業
- ◆精神保健福祉事業
- ◆身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく更生援護事業
- ◆重度障がい者支援事業
- ◆知的障がい者更生施設助成事業
- ◆自立支援給付事業
- ◆地域生活支援事業

⑨ 食育教育の推進

- 家庭・学校において、健康で豊かな食生活や食習慣を送る力を育てるとともに、地域の食材や生産流通、食べ物の大切さやそれを育む人や自然の素晴らしさを学ぶ、食育を推進します。

主要事業（主な取り組み）

- ◆食生活改善活動

⑩ 親と子の保健・医療・福祉対策の充実

- 安全な妊娠や出産に始まる母子保健体制の充実、子供の成長段階に応じた身体と心の発達支援、保育等の子育て支援環境・生活環境の向上と併せて、乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、医療に係る経済的負担の軽減を図り、母（父）子医療対策の充実に努めます。

主要事業（主な取り組み）

◆乳幼児医療費助成事業

◆ひとり親家庭医療助成事業



活力あるふるさとのもちづくり

施策項目

- ①雇用対策の推進と就業環境の充実
- ②農業・林業の振興
- ③商業の振興
- ④工業の振興
- ⑤観光資源の開発と観光事業の充実

① 雇用対策の推進と就業環境の充実

- ハローワーク等の関係機関との連携のもと、求人・求職の情報提供や相談などの無料相談所を設置し、雇用・定住化の促進を図ります。
- 若者の定住促進も視野に入れ、誘致企業をはじめとする地元企業や商工会等との一体的な推進により、事業主へ対する「雇用支援制度」の確立など、魅力ある雇用の場の拡充に努めます。
- 企業誘致の促進と未分譲地の解消に努めます。
- 高齢者の能力活用のため、シルバー人材センターにおける新規事業の開拓による雇用機会の拡充を図ります。
- 魅力ある就業環境の整備を図り、新市へのU・J・Iターンを促進するためのPRに努め、雇用機会創出の拡充を図ります。
- 高齢者や障がい者のための雇用機会を充実させるとともに、働きやすい雇用・就業環境の形成に努めます。
- 働く人の技術や能力の向上のために、社会人教育環境の充実を図ります。
- 労働条件の向上促進をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実を進めるほか、すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに努めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆無料相談所の開設
- ◆雇用支援制度の導入の検討
- ◆企業誘致の促進
- ◆勤労者互助会補助事業

② 農業・林業の振興

- 農産物の高付加価値化による市場での優位性を高めるため、生産組合や農業協同組合などを中心に関係機関との連携を強化し、地域特産品のブランド化、販売拠点の充実や販路拡充を図ります。
- 農業を支える担い手の育成や経営力強化、生産基盤の一層の充実や経営の高度化を図るため、県などの関係機関と連携し、生産技術の向上と幅広い年齢層が就業できる就農環境づくりを支援します。
- 桑園等の遊休地や耕作放棄地の拡散を防止し、農地の維持保全を図るため、農地の流動化や地域営農組織の充実を図ります。
- 生産者の顔が見える安全・安心な食材の提供を図るため、生産者団体などと連携し、地元でとれた農産物を地元で消費する地産地消を積極的に進めます。
- 農林業体験や交流などのグリーン・ツーリズム^{※1}、農産物加工、特産品化など、観光や商工業など他産業と連携した農林業を展開し、相乗効果を高めた産業振興を進めます。

主要事業（主な取り組み）

- | | |
|---------------|---------------|
| ◆遊休桑園解消事業 | ◆経営体育成基盤整備事業 |
| ◆農業振興対策事業 | ◆特産品の開発支援 |
| ◆中山間地域等直接支払事業 | ◆水田農業経営確立対策事業 |
| ◆畜産振興事業 | ◆経営改善支援活動事業 |
| ◆土地改良等補助事業 | ◆林業振興事業 |

※1 グリーン・ツーリズム：休日や休暇などを利用して農山村で様々な自然体験をしたり、文化に触れ、人との交流を楽しむ、豊かで充実した時間の過ごし方です。

③ 商業の振興

- 新市の顔となる中心市街地と地域コミュニティの核となる商店街については、商工会や関係機関との連携を図りながら人が集まる仕組みを創造するなど、賑わいと活気のある商店街の形成に努めます。
- 地域商店の経営志向に配慮しつつ、市街地整備と一体的な商業環境の整備を進めるとともに、サービス産業の創出や誘導などと併せて商店の経営戦略づくりを地域ぐるみで推進します。
- 多様化した消費者ニーズや情報化に即したサービス提供ができるよう、商店経営者の研修機会の充実を図り、意識改革による経営能力の向上や後継者の育成を推進するとともに、商工会等の組織活動を促進し、支援体制の強化に努めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆商工業金融対策事業
- ◆商工振興事業
- ◆中心市街地活性化事業の支援

④ 工業の振興

- 先進的で精密・高度な技術の確保と、地場産業の活性化が図られるよう、多様な支援に努めます。
- 工業団地の未分譲地の解消を図るとともに、新規企業が参入しやすい環境整備を進め、地域経済の活性化、雇用機会の拡大、住民生活の向上のため優良企業の誘致を図ります。

主要事業（主な取り組み）

- ◆企業誘致の促進

⑤ 観光資源の開発と観光事業の充実

- 恵まれたアクセス（交通）条件を活用し、観光情報の発信に努めながら、多様な観光資源を連携させた広域観光ルートづくりを進めるなど積極的な観光誘客を推進します。
- 豊かな自然・歴史・文化などの特性を活かし、グリーン・ツーリズムなど体験型・滞在型の魅力的な観光産業の創出に努めます。
- 地域の観光資源の掘り起こしと活用をはじめ、観光産業における多様な人材の育成・確保に努めるとともに、観光協会や民間事業者との連携を図り、起業しやすい環境づくりを進めます。

主要事業（主な取り組み）

◆観光事業



安全・安心な環境のまちづくり

施策項目

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ①調和のとれた土地利用の推進 | ②若者定住促進のための施策 |
| ③生活道路網の整備 | ④交通安全・防犯対策の充実 |
| ⑤ごみ処理対策の推進 | ⑥自然環境の保全、活用 |
| ⑦新交通システム（巡回バス等）の充実 | ⑧下水道等の整備 |
| ⑨消防・防災対策の充実 | ⑩幹線道路網（県道、都市計画道）の整備 |
| ⑪消費者保護対策の充実 | ⑫公園整備・緑化の推進 |
| ⑬生活排水処理設備（浄化槽等）の整備推進 | ⑭環境保全対策の推進 |
| ⑮地域情報化の推進 | ⑯中心市街地の整備 |
| ⑰周辺部市街地の整備 | ⑱高度な行政情報通信システムの整備推進 |
| ⑲上水道の整備 | ⑳住宅・住環境の整備 |

① 調和のとれた土地利用の推進

○地域の特性や役割を配慮し、土地利用の機能分担と調和を図るため、住民参画のもとに多様かつ慎重に検討を重ねた上で、長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

※1

○都市計画マスタープランなど新市の一体的な整備に関する計画づくりを進め、計画的な開発・整備や土地利用に関する適正な規制・誘導を進めます。

○農業振興地域においては、優良農地の確保・保全を図るとともに、認定農業者等担い手への農地集積を促進し有効利用に努めます。また、集落地域においては、生活道路、下水施設等を効率的、計画的に整備し、居住環境の向上を図り定住を促進します。

○農地の再生と里山の復元、水源かん養機能の保全などに取り組み農村環境の整備を図ります。

主要事業（主な取り組み）

- | | |
|-----------------|----------------|
| ◆都市計画マスタープランの策定 | ◆農業振興地域整備計画の策定 |
| ◆森林整備計画の策定 | ◆国土利用計画の策定 |

※1 都市計画マスタープラン：市町村の都市計画に関する基本的な方針として創設された制度で、住民に最も近い立場にある市町村がその創意工夫のもとに、住民意見を反映して策定する計画。

② 若者定住促進のための施策

- 総合的な住環境の整備と保全に努めます。
- 雇用の場の確保などが大きな前提となるほか、魅力ある住環境づくりのための施策を総合的に推進します。

主要事業（主な取り組み）

※「豊」：「①雇用対策の推進と就業環境の充実」の主要事業（主な取り組みでもある）

- ⇒◆無料相談所の開設
 - ◆雇用支援制度の導入の検討
 - ◆企業誘致の促進
 - ◆勤労者互助会補助事業
- について、相乗的な取り組みを進めます。

③ 生活道路網の整備

- 活動的なまちづくりを進めるため、まちの骨格となる道路網の整備を推進し、住民の利便性と安全性の向上に努めます。
- ^{※1}バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮しながら、歩道の改良・整備を進め、高齢者や障がい者だけでなく、全ての人が利用しやすい道路整備を進めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆街路整備事業
- ◆都市再生整備事業
- ◆生活道路整備事業
- ◆道路維持管理事業

※1 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。

④ 交通安全・防犯対策の充実

- 交通安全の確保のため、総合的・計画的かつ広域的な交通安全対策を推進するとともに、交通安全教育と啓発活動を推進します。
- 犯罪の発生を未然に防ぐため、防犯意識の高揚や防犯施設の整備など防犯対策の充実を図り、地域住民が安心して生活できる環境づくりを進めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆交通安全計画の策定
- ◆交通安全推進事業
- ◆交通教育専門員事業
- ◆防犯対策事業

⑤ ごみ処理対策の推進

- 限りある資源を活用しながら、自然環境の恩恵を次世代につないでいくため、ごみ・廃棄物の減量化やリサイクル活動の推進、エネルギー資源の有効活用を進め、人と自然にやさしい自立・循環型社会の構築をめざします。
- 広域市町村との連携により、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分に至る一貫したごみ処理の適正なシステム整備を進めます。
- 地域ぐるみのごみ適正処理・公衆衛生活動を推進し、公園・緑地の整備・管理を充実させ安心・安全な住環境づくりに努めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆ごみ減量化、資源化事業
- ◆家庭廃棄物処理施設設置補助事業

⑥ 自然環境の保全、活用

- 新市のかげがえのない自然環境の保全、育成に努めるとともに、緑化の推進、水辺環境整備など様々な公益的機能を持つ森林や農村環境の整備を進めます。
- 自然と調和した美しい景観の形成を図り、暮らしの中で身近な自然の持つ癒しと潤いが実感できる環境整備を進めます。
- 快適な生活環境を守るため、自然との共生に配慮した開発を推進するとともに、公害の防止に向けた取り組みに努めます。
- 環境問題への取組の一環として、地球温暖化対策を進めていくとともに、自然環境の保全や再生に関する活動支援、さらには啓発や教育を充実するなど、子どもたちを含め、市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図り、環境保全に向けた取組を進めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆美しいまちづくり推進事業
- ◆緑化推進事業
- ◆環境汚染の防止事業

⑦ 新交通システム（巡回バス等）の充実

- 交通不便地域を解消し、地域間の日常的な交流や連携を強化・充実させるため、現行の巡回バス及びイクタンタクシー・バスの再構築による効果的運行体制の確立を図るなど、交通弱者のための公共交通機関の確保と充実に努めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆地域交通システム事業

⑧ 下水道等の整備

- 生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全のために、計画的な公共下水道等の整備を推進します。

主要事業（主な取り組み）

- ◆公共下水道（汚水・雨水整備）事業
- ◆合併処理浄化槽設置整備事業

⑨ 消防・防災対策の充実

- 自主防災組織の育成強化や住民への啓発を図り、防災への万全な対策を進めます。なお、新市においては、防災対応の間隙が生じることの無いよう、災害予防・災害応急に係る防災態勢の移行についてあらかじめ調整し、速やかに新防災会議のもとに新たな地域防災計画を作成します。
- 情報通信関連のインフラ整備に努め、災害時に対応できる情報ネットワーク整備の検討など、情報格差の解消と地域内外への情報提供の充実を図ります。

主要事業（主な取り組み）

- ◆阿武隈川右岸・左岸築堤改修事業
- ◆河川整備事業
- ◆消防環境整備事業
- ◆災害対策事業

⑩ 幹線道路網（県道、都市計画道）の整備

- 新市の速やかな一体化を促進するため、行政拠点間の連絡幹線、公共施設等の有効利用に資する及び住民が生活する上で重要な幹線を整備し、近隣市町村と新市を結ぶ道路整備を促進するとともに、住民が移動しやすく、他圏域の人々が流入しやすい道路ネットワークの構築を目指します。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮しながら、歩道の改良・整備を進め、高齢者や障がい者だけでなく、全ての人が利用しやすい道づくりを進めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆街路整備事業
- ◆幹線道路の整備

⑪ 消費者保護対策の充実

- 消費者の生活を守るために、消費生活相談の充実・適正な取引環境の整備などにより、消費者被害の有効で迅速な救済を図ります。
- 自らの合理的な判断に基づいて消費生活を営むことができる消費者の育成を推進します。
- 資源循環型社会の構築のため、包装の適正化とリサイクル商品の積極的な利用を促進し、環境に配慮した商品選択に関する啓発を図ります。

主要事業（主な取り組み）

- ◆消費生活相談及び消費生活相談情報の提供

⑫ 公園整備・緑化の推進

- 市民が安心して快適に過ごすことのできる都市空間及び防災空間を形成するため、既存の公園等の維持・整備を推進します。
- 潤いのある緑豊かな美しい都市景観整備を図るとともに、子供から高齢者までが気軽に運動や遊びに親しみ、安らぎを得られる公園の整備・緑化推進を図ります。

主要事業（主な取り組み）

- ◆都市公園維持管理事業
- ◆緑化推進事業

⑬ 生活排水処理設備（浄化槽等）の整備推進

- 家庭から排出される生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置者に対して補助支援するなど普及・啓発を積極的に促進します。

主要事業（主な取り組み）

- ◆合併処理浄化槽設置整備事業

⑭ 環境保全対策の推進

- 市民の健康と生活を守るため、公害発生の未然防止の啓発を図るとともに、公害苦情への迅速かつ適切な対応を図ります。

主要事業（主な取り組み）

- ◆公害防止協定事業

⑮ 地域情報化の推進

- 市民の情報ネットワーク利用を促進するとともに、地域における情報通信格差の是正を図ります。

主要事業（主な取り組み）

- ◆高度情報化推進事業

⑩ 中心市街地の整備

- J R本宮駅周辺の中心市街地について、中心市街地活性化基本計画を策定し、まちづくり総合支援事業等と連動して、商店街及び街路空間の整備を進め、賑わいと潤いのあるまちづくりを図ります。
- 中心市街地の防災性を向上し災害に強いまちづくり整備を進めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆ 本宮駅前広場整備事業
- ◆ 本宮駅自由通路等整備事業
- ◆ 都市再生整備事業

⑪ 周辺部市街地の整備

- 地域の特性を活かし、中心市街地と役割分担した沿道型・拠点型の商業サービス業の再配置及び自然豊かな環境を活かした住宅市街地形成を進めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆ 五百川駅前広場整備事業

⑫ 高度な行政情報通信システムの整備推進

- 行政情報通信システムの安全性・信頼性の確保に十分配慮しながら、行政サービスの向上、行政事務の効率化を目指し、情報社会に対応した電子自治体の推進に努めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆ 電子自治体構築事務事業

⑱ 上水道の整備

- 生活の基本である「水」を、将来にわたり安定供給するため、安全で災害に強い水道整備を計画的に推進します。
- 水源の確保と施設の適切な維持管理に努め、安全で衛生的な上水道の安定供給を図ります。

主要事業（主な取り組み）

- ◆立石山浄水場改修
- ◆配水管布設及び布設替
- ◆配水管添架事業
- ◆上水道事業

⑳ 住宅・住環境の整備

- 新市の個性や歴史・風土を活かし、社会経済状況を的確に反映した総合的・計画的な住生活施策を推進するため、住宅マスタープランを策定します。
- 住民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震改修計画に基づく安全性の向上と吹付けアスベストやリフォームに対する相談窓口を設け、住宅の安全・安心の向上に努めます。
- 住宅に困窮する市民に対して、良好な住宅を提供するために、適切な公営住宅の配置・形成を図るとともに、住民が愛着を持つことができる良好な居住環境の形成に努めます。

主要事業（主な取り組み）

- ◆公営住宅整備・維持管理事業
- ◆住宅マスタープランの策定
- ◆建築相談窓口の設置



第5章

財政計画

1. 基本的な考え方
2. 基本的な条件
3. 歳入に対する考え方
4. 歳出に対する考え方
5. 新市の財政計画表

1 基本的な考え方

新市における財政計画は、合併後の平成19年度から平成33年度までの15年間について、歳入歳出の項目ごとに過去の実績を基本に、今後の人口の推移や経済状況等を勘案し一般会計ベースで作成しています。

作成にあたり、歳入においては国における状況を踏まえながら、国・県からの財政支援制度の活用を見込む一方、歳出においては新市の主要事業を反映させたほか、合併による影響額を見込みました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により市を取り巻く情勢が大きく変化したことを踏まえ、必要な復興関連事業等に要する歳入歳出も盛り込んでいます。

新市では、この計画を基本に国・県の行財政運営の動向を的確に捉え、位置づけられた施策の計画的な実施と財源の効率的な運用を図り健全な行財政運営を行っていくとともに、平成20年3月に策定した「本宮市自主的財政健全化計画」により、適切な財政運営に努めています。

2 基本的な条件

新市の平成26年度及び27年度の決算額、平成28年度の決算見込額を考慮しています。

また、人口の増減に影響を受ける歳入歳出項目については、将来人口推計結果を反映させています。

3 歳入に対する考え方

(1) 地方税

平成28年度決算見込額を基準とし、現行制度や今後の人口推移などを勘案して算定しました。

(2) 地方譲与税・各種交付金

平成28年度決算見込額を基準とし、算定しました。また、地方消費税交付金については、後年度の増税予定分を見込みました。

(3) 地方交付税

算定の特例により積算し、合併に伴う交付税措置分を見込みました。また、国の方針により交付税の減額が予想されるため、一定割合の減額を見込むとともに地方債借入に伴う交付税措置分を見込みました。

(4) 国庫支出金・県支出金

平成28年度決算見込額を基準とし、過去の実績や主要事業分を見込みました。

(5) 繰入金

主要事業の実施に係る目的基金や財政調整基金などについて、その所要額を見込みました。

(6) 繰越金

前年度において決算上剰余金がある場合に、その額を繰越金として計上しました。

(7) 地方債

主要事業に係る通常の地方債や臨時財政対策債などを見込みました。

(8) その他の収入

分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入等の収入については、過去の実績推移を踏まえ、人口の推移や経済状況等を勘案し算定しました。

4

歳出に対する考え方

(1) 人件費

直近の実績額を基準に、定員適正化計画などを考慮し算出しました。

(2) 物件費

平成28年度決算見込額と後年度想定される経費を見込みました。

(3) 維持補修費

過去の実績額を基本に、後年度想定される経費を見込みました。

(4) 扶助費

年齢区分毎の人口の推移を反映し、算出しました。

(5) 補助費等

平成28年度決算見込額を基準とし、後年度に想定される経費を見込みました。また、一部事務組合の負担金については後年度の計画額を計上しました。

(6) 公債費

既発行分は、各年度の償還予定額を見込みました。また、後年度については、各年度の計画事業の起債分の償還予定額を見込みました。

(7) 積立金

減債基金への積立金などを計上しています。

(8) 繰出金

特別会計や企業会計への繰出金については、各個別の会計の収支計画額により計上しました。

(9) 普通建設事業費

現時点での主要事業の予定額を見込んで計上しています。

(10) その他の支出金

その他の支出金については、平成28年度の決算見込額を基準として算出しました。

5

新市の財政計画表

【歳入】

区 分	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
地 方 税	4,459	4,451	4,255	4,066	3,985	3,845	3,904
地方譲与税	242	233	218	211	206	192	183
各種交付金	456	445	419	407	402	400	411
地方交付税	2,498	2,644	2,927	3,125	4,516	4,242	3,963
[一般財源計]	7,655	7,773	7,819	7,809	9,109	8,679	8,461
分担金及び 負担金	171	196	203	158	156	143	143
使用料及び 手数料	144	152	163	152	138	145	143
国・県支出金	1,308	2,687	2,077	2,246	3,534	4,508	8,728
財産・寄付金 諸 収 入	221	277	217	422	427	361	277
繰 入 金	362	923	2,041	1,063	1,763	1,421	1,481
繰 越 金	193	199	714	293	426	659	917
[その他財源計]	2,399	4,434	5,415	4,334	6,444	7,237	11,689
地 方 債	3,694	986	759	946	1,404	984	1,429
合 計	13,747	13,192	13,992	13,089	16,955	16,899	21,579

※新市の財政計画表中、平成19～27年度については、決算書の実績値を基本に使用しており、国の決算統計の数値とは一致しない場合があります。また、表示単位未満の端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

〔単位：百万円〕

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
3,940	4,064	3,877	3,885	4,189	4,194	4,198	4,193
174	182	161	161	161	161	161	161
450	685	619	619	619	619	768	768
3,876	3,671	3,294	3,086	2,918	2,821	2,559	2,445
8,440	8,602	7,951	7,751	7,887	7,795	7,686	7,567
117	124	120	120	120	120	161	161
145	148	149	167	167	166	166	165
10,991	14,508	25,029	1,933	2,391	1,970	1,833	1,764
430	264	240	406	286	326	226	226
1,232	1,941	1,662	739	763	842	520	385
892	714	705	0	0	0	0	0
13,807	17,699	27,905	3,365	3,727	3,424	2,906	2,701
1,580	1,243	1,488	752	1,836	1,309	646	778
23,827	27,544	37,345	11,868	13,450	12,527	11,239	11,046

【歳出】

区 分	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
人 件 費	2,308	2,224	2,166	2,123	2,194	2,190	2,119
物 件 費	1,181	1,137	1,426	1,393	1,835	3,091	6,100
維持補修費	42	76	85	164	54	108	271
扶 助 費	812	763	906	1,263	1,350	1,200	1,403
補 助 費 等	1,708	1,996	2,204	1,825	2,061	1,992	2,024
公 債 費	1,618	1,528	1,302	1,117	1,098	1,063	1,010
積 立 金	208	693	927	979	1,624	940	1,035
投資及び出資金 貸 付 金	3,262	89	86	83	102	98	88
繰 出 金	1,118	1,771	2,054	1,907	1,805	1,869	2,008
投資的経費	1,071	1,852	2,191	1,458	3,824	2,831	4,329
合 計	13,328	12,128	13,349	12,314	15,946	15,383	20,387
形式収支 (歳入歳出差引)	419	1,064	643	776	1,009	1,517	1,192

【各種指標】

標準財政規模	7,760	7,829	7,981	8,229	8,209	8,016	8,060
財政力指数	0.667	0.685	0.685	0.655	0.623	0.604	0.606
実質公債費比率 (当該年度適用率)	21.5%	21.7%	20.0%	18.3%	16.1%	14.8%	14.0%
公債費比率	10.1%	11.5%	9.6%	8.3%	8.0%	7.7%	6.7%

【財政調整基金】

積 立 額	62	106	546	481	1,077	407	675
法233条の1による 編入額(積立)	220	350	350	350	350	600	300
取り崩し額	0	260	939	721	1,315	832	1,128
残 高	1,377	1,573	1,530	1,640	1,751	1,926	1,773

〔単位：百万円〕

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
2,205	2,168	2,284	2,248	2,226	2,197	2,218	2,221
6,775	12,551	23,774	2,051	2,064	2,017	2,058	2,087
98	92	92	91	83	73	73	79
1,532	1,549	1,713	1,592	1,597	1,601	1,606	1,597
1,791	1,732	1,718	1,615	1,581	1,591	1,476	1,445
1,043	965	1,268	1,040	1,083	1,081	1,080	1,316
2,529	752	406	76	88	88	87	87
84	86	84	81	81	81	81	81
1,861	1,909	1,936	2,018	1,989	1,999	2,018	1,441
4,796	4,565	4,071	1,057	2,659	1,800	543	467
22,713	26,369	37,345	11,868	13,450	12,527	11,239	10,822
1,114	1,175	0	0	0	0	0	224

8,001	8,144	8,046	8,042	7,999	7,931	7,832	8,102
0.613	0.631	0.630	0.628	0.623	0.626	0.641	0.652
12.8%	11.1%	9.5%	8.4%	7.9%	7.7%	7.4%	6.8%
6.6%	5.5%	4.8%	4.7%	5.0%	4.9%	5.2%	4.9%

245	205	73	0	0	0	0	0
400	470	0	0	0	0	0	112
684	626	123	330	254	347	350	0
1,734	1,783	1,733	1,402	1,148	801	451	563

財政用語一覧

【あ】

維持補修費	道路、公共施設などを管理するために必要な経費です。
一般会計	市町村の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計です。本来会計は単一で経理をするのが理想的ですが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置し、経理を明確にしています。
一般財源	市町村税や地方交付税のように、財源として用途が特定されず、どのような経費にも使用できるものをいいます。

【か】

基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各市町村が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したものをいいます。
繰入金・繰出金	一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものです。他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」、その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」といいます。
繰越金	決算上の剰余金で翌年度の歳入に編入された金額をいいます。
形式収支	決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額を形式収支といます。
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。人件費・扶助費・公債費等の義務的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す指標です。 一般的には、 75%以下……………安全ゾーン 76%～85%……………要注意ゾーン 85%超……………危険ゾーンとされています。
減税補てん債	個人住民税等の税制改正に伴う市町村の減収額を補てんするために借り入れる特別な地方債で、税の振り替わりとしての性格をもつものです。
公債費比率	市町村における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合をいう。

【か】

公債費	市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいいます。公債費は、人件費、扶助費とともに義務的経費であり、その増加は財政の硬直化の原因となりかねません。また、公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されますが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もあります。
国庫支出金・県 出金	特定の事業等を行うために国や県から交付される補助金、交付金のことをいいます。

【さ】

財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その全部又は一部を積み立てることとなっています。
財政力指数	普通交付税の算出の際に計算される指標で「1」に近いほど自主財源が多いといえます。
債務負担行為	履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつです。また、債務負担行為は、事業、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要があります。
人件費	市町村長や職員の給与、議員の報酬などの経費です。

【た】

地方交付税	地方交付税には、「普通交付税」と「特別交付税」があります。いずれも国税を財源として交付される税金です。「特別交付税」は、その名のとおり災害等特別な事情でかかることとなった経費の財源として国から支給されるのに対し、「普通交付税」は、通常的な自治体の運営に必要な経費を、地方税等の収入で賄えないときに国から財源保障のために交付される税金です。
(1)普通交付税	地方交付税の主体をなし、その総額は地方交付税総額の94%に相当する額で、基準財政需要額が基準財政収入額を超える部分（財源不足額）に対して交付されます。
(2)特別交付税	地方交付税総額の6%に相当する額で、客観的基準を重視する普通交付税の算定に反映することのできなかつた特別な事情を考慮し、普通交付税の機能を補完して交付されます。
地方債	市町村が行う長期の借入金で、政府や公営企業金融公庫、または銀行など民間資金から借入れを行い、生活関連施設の整備や都市基盤、教育・文化施設の建設のための財源とされます。

【た】

地方譲与税	国税として徴収したものを、国が一定の基準により、市町村に対して譲与するものです。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。
地方税(市町村税)	租税のうち、市町村が課税権の主体であるもので、地方税法の定めるところによって税を課税・徴収することができます。(市町村民税[個人・法人]、固定資産税、たばこ税等)
積立金	計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは、基金として管理されます。
投資及び出資金・貸付金	財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。 このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当します。
投資的経費	道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことです。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。

【は】

標準財政規模	市町村の一般財源における標準規模を示すもので、次の算式によって算定されます。(市町村の場合:[基準財政収入額] - [譲与税等] × 100 / 75 + [譲与税等] + [普通交付税])
扶助費	生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、法令外で支給する給付金などで、性質別分類では義務的経費に属します。
普通建設事業費	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共施設などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といいます。
物件費	市町村の経費のうち、消費的性質をもつ経費です。賃金、旅費、交際費、需用費などがこれにあたります。
補助費等	市町村から民間などに対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。主なものとして、住民団体等への補助金、講師謝金等の報償費、保険料等の役務費などが該当します。



新市における 福島県事業の推進

1. 福島県の役割

2. 新市における福島県事業

1

福島県の役割

- 「福島県市町村行政支援プラン」及び「福島県市町村合併支援プラン」において支援
- 「福島県新長期総合計画『うつくしま21』」において、「ひと・暮らし・産業・環境・基盤」の各分野の振興施策を推進
- 新市の一体性を高め、均衡ある発展を図るための事業を支援・推進

福島県は、「福島県市町村行政支援プラン」及び「福島県市町村合併支援プラン」において、自主的・主体的な検討の結果、合併することとした市町村を支援することとしています。

また、平成12年度に策定した「福島県新長期総合計画『うつくしま21』」の地域構想において、県北地域を「自然の恵みと都市の魅力が調和した学術文化交流圏」として位置づけ、基本的発展方向を

- ◇知的創造拠点地域の形成
- ◇豊かな自然と都市機能が調和した快適な生活空間の形成
- ◇産業振興と高度な産業構造の形成
- ◇連携・交流の可能性の高まりを踏まえた広域交流圏の形成

とし、「ひと・暮らし・産業・環境・基盤」の各分野において振興施策を推進することとしています。

以上のことから、福島県は、新市の一体性を高め、均衡ある発展を図るための事業を支援・推進するものとし、幹線道路の整備、産業の振興、河川改良などの基盤整備等に新市と連携・協力しながら取り組んでいきます。

2

新市における福島県事業

福島県は、「福島県新長期総合計画『うつくしま21』」の地域構想（県北地域）に位置付けた主要な施策等を、新市まちづくり基本目標及び基本施策ごとに、新市と連携・協力して推進します。

人

豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり

- 文化振興・交流の取り組み支援 ○多様な体験学習ができる場の整備
- 阿武隈地域振興プラン21の推進 ○福島地方拠点都市地域整備事業の推進
- 学校教育の指導体制確保の助言や人的支援の実施

伝統芸能の継承など、地域が行う文化振興・交流の取り組みを支援するとともに、豊かな自然環境を生かし、多様な体験学習ができる場の整備や阿武隈地域振興プラン21の推進による交流・保養ゾーン等の形成を図ります。

福島地方拠点都市地域整備事業を推進し、既存の中核機能の拡充や都市機能の導入、良好な居住環境の整備を進めます。

合併後の新市における学校教育の指導体制の確保のため、必要な助言や人的支援を行います。

互

住民と行政の協働による自立したまちづくり

- 住民が主役となる地方分権を実現する県の体制整備
- 人事交流、職員研修、財政健全化のための助言等による行政体制整備の支援

真の地方分権を実現するため、行政が担ってきた役割の住民への積極的な移譲・分担と参画機会の拡大及び住民により身近な行政主体が優先する役割分担の実現、住民が主役となる地方分権を実現する県の体制を整備することとしています。

新市において職員の職務能力の向上を図るため、人事交流や職員の研修等の要請があり、必要と認める場合には、受入れ等を行うとともに、新市の財政健全化等に資するため、行政体制整備のための支援を行うこととしています。

愛

共に支えあうやさしいまちづくり

- 高齢者保健福祉サービスの基盤整備の推進
- 子育て支援、子供の健全育成の推進
- 生活保護等福祉関係事務の実施に必要な助言と人的支援の実施

多様化、高度化しつつ、増大する福祉ニーズに的確に対応するため、住民の主体的な参画も得ながら、多様な主体の参画による地域福祉活動の展開を図るとともに、すべての高齢者がいつでも、どこでも、自らの選択に基づき、必要とする高齢者保健福祉サービスを利用できるよう基盤整備を計画的に進めます。

子育て家庭への支援を幅広く展開するとともに、子供の権利にも配慮しながらその健全育成を進めていきます。

市制施行に伴い、生活保護等の福祉関係事務など福島県から新たに移譲される事務を新市において円滑かつ適切に実施できるよう、必要な助言と人的支援を行います。

豊

活力あるふるさとのまちづくり

- 農産物のブランド化した産地づくり、生産性の高い都市近郊型農業、中山間地域の畜産、工芸作物、きのこの振興
- グリーン・ツーリズム等の促進

果樹、野菜、花き、水稻、畜産、養蚕等において、農産物のブランド化を推進した産地づくりを促進し、生産性の高い都市近郊型の農業を推進するとともに、中山間地域においては、豊かな草地資源などを生かした畜産、地域特性を生かした工芸作物、きのこの振興を図ります。

都市近郊の観光農園等の魅力を結びつけグリーン・ツーリズムなど体験型交流ルートの整備を促進します。

住

安全・安心な環境のまちづくり

- 下水道及び農業集落排水、合併処理浄化槽の整備等の促進
- 阿武隈川等の河川改修、橋梁整備等の推進
- TMO活動支援、街路の整備等を促進
- 県北地域南部と県中地域北部を視野にいれた生活道路の整備を推進
- JR東北本線のスピードアップ、新幹線の接続ダイヤの改善に努力

阿武隈川水域に所在することとなる新市の水環境を保全することは、新市の住民の生活環境を保全するとともに、下流域の地域の住民の生活環境を保全するためにも重要な意味を有していることから、下水道及び農業集落排水、合併処理浄化槽の整備等を促進します。

また、集中豪雨等が生じても新市の住民が安心して生活できるよう、阿武隈川等の河川改修、橋梁整備等を進めます。

TMO（タウンマネージメント機関）の活動を支援し、魅力ある商店街の再生を進めるとともに、街路の整備等を促進し、快適で利便性の高い中心市街地の形成を図ります。

県北地域南部と県中地域北部との重層的な生活圏のかかわりを視野に入れた生活道路の整備を進めるとともに、JR東北本線のスピードアップと新幹線の接続ダイヤの改善などについて、利用者の利便性の向上に努めます。



公共施設の統合整備の 基本的考え方

1

公共施設の統合整備の基本的考え方

- 教育・文化・スポーツ施設や保健・医療・福祉施設などの各種公共施設の統合整備については、東西に長い市域を有し、中央部を阿武隈川が北流するとともに、住宅地や集落がほぼ全域にわたって分散する新市の特性を踏まえ、地域の均衡ある発展と住民融和を前提に、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、また既存施設の有効利用と新市の財政事情、住民意向を考慮しながら、逐次検討・整備を進めていきます。